

R 7 営繕 德島科学技術高等学校 德・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	共-00	表紙・図面目録	20	M-12	3階空調設備改修図
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	21	M-13	4階空調設備改修図
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	22	M-14	5階空調設備改修図
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	23	M-15	屋上空調設備改修図
05	機特-01・02	機械設備工事特記仕様書(1)(2)	24	M-16	屋上空調設備改修図(A部詳細)改修前
06	機特-03・04	機械設備工事特記仕様書(3)(4)	25	M-17	屋上空調設備改修図(A部詳細)改修後
07	機特-05	機械設備工事特記仕様書(5)	26	M-18	屋上空調設備改修図(B部詳細)改修前
08	電特-01	電気設備工事特記仕様書(1)	27	M-19	屋上空調設備改修図(B部詳細)改修後
09	M-01	仮設計画図及び付近見取図	28	M-20	屋上空調設備改修図(C部詳細)改修前
10	M-02	空調設備機器表(1)既設	29	M-21	屋上空調設備改修図(C部詳細)改修後
11	M-03	空調設備機器表(2)既設	30	M-22	屋上空調設備改修図(D部詳細)改修前
12	M-04	空調設備機器表(1)新設	31	M-23	屋上空調設備改修図(D部詳細)改修後
13	M-05	空調設備機器表(2)新設	32	M-24	室外機架台改修図
14	M-06	空調設備機器表(集計1)	33	M-25	改修要領図
15	M-07	空調設備機器表(集計2)	34	M-26	参考工程表
16	M-08	空調設備系統図(1)	35	M-27	仮設計画図(参考)
17	M-09	空調設備系統図(2)			
18	M-10	1階空調設備改修図			
19	M-11	2階空調設備改修図			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

	工事名 R 7 営繕 德島科学技術高等学校 德・北矢三 校舎棟空調設備改修工事	図面番号 共-00	ハヤシ設計 〒779-3215
	徳島県県土整備部営繕課 設計 竣工 R7.10	図面名 表紙・図面目録	縮尺 NO SCALE
			名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

R7 営繕 徳島科学技術高等学校 德・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

2. 工事場所

徳島市北矢三町2丁目

3. 建物概要

建物名称	校舎棟
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上5階
敷地面積	(m ²)
延床面積	16,900(m ²)
消防法施行例別表第1の区分	第7項

4. 工事種目

種目	工事概要
空調機器設備	図示空調機器設備の更新工事一式
空調配管設備	上記に伴う図示部配管設備の改修工事一式
電気設備	上記に伴う図示部電気設備の改修工事一式
ガス設備	上記に伴う図示部ガス設備の改修工事一式
仮設工事	上記に伴う図示部床養生等工事一式
撤去工事	図示部機器類・配管類の撤去工事一式

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

① 作業不能日数： 9日間

② 観測地点：環境省が公表する四国地方 徳島 地点

③ 気象状況により工期内に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方 徳島 WBGT値が31以上なり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中止し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が

④ の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

⑤ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- ・ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版
- ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版
- ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

- ・ 建築工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。）
- ・ 建築改修工事監理指針 令和4年版
- ・ 電気設備工事監理指針 令和4年版
- ・ 機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

① 質問回答書（2から5に対するもの）

② 準足説明書

③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）

④ 図面

⑤ 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・しん工時は、工事しん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があつた場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。

6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- ① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）
- ③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- ① 施工体制台帳の作成
- 受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工

施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。

- ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事の資格を有する者とする。

② 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人に十分周知徹底すること。

② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省建経第3号、平成14年5月30日改正）の他関係法令に従い適切に処理すること。

⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう措置を設さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があつたときは、直ちに提示しなければならない。

⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認なければならない。

⑪ 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等について確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

㉑ 給水管近傍の作業

11. 撤去時の資機材残置の防止
足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理
① 輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に關し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- ・さし杵装備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし杵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不正に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他の関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。

3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。

4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。

5) 解体前に照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。

6) 空調機等の整備や撤去処理を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認とともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与 (あり・なし)

2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。

・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。

※同等の能力を有する者は、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。

その場合の分析方法は、JIS A 1481-1による。

・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。

・調査結果は3年間保存すること。

・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。

・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。

・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。

・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。

・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しんくん検査が終了するまで存置しておかなければならぬ。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

① 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

② 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)

第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。

③ 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。

④ 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。

⑤ 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。

⑥ 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

⑦ 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入元を除くものとする。

⑧ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑨ 再生資源利用促進計画書を作成する上の確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関する発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑩ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑪ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

(1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)

(2) 他の建設現場で利用する場合

(3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

③ 県産木材の原則使用

① 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

② 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のとおりである。

(a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材

(b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

③ 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

④ 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

⑤ 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

④ 製材等(集成材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」)を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原木・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることを証明する。

⑤ 標準等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 県内産資材の原則使用

① 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

② 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることを別に施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)

・材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品

・徳島県内の工場で加工、製造された製品

(注) ・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。

・県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。

・公共建築工事標準仕様書その他の関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生碎石の原則使用

受注者は、再生碎石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可の許可において同じ。)で製造された再生碎石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

② 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徵税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。

② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

① 工事看板には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置なければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。

② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者を作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。

③ 中間検査が部分検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。

⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

① 電子納品：対象

② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること)。

③ 提出書類

・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)

・工事写真(電子データ2部)

・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)

・保全に関する資料

・その他監督員が指示する図書(必要部数)

④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジタル形式をCD-R等に保存する。

⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらざるものとする。

⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映せること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものも含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

① 対象物

工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。

② 付保除外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

・杭及び基礎工事・コンクリート躯体工事・屋外付帯工事・その他実状を判断のうえ必要ないと認めた場合(外壁補修工事等)

③ 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負額相当額を付保する。

④ 保険終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤ その他

・付保する時期以降に出来高を行なう場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高の書類に添付する。

・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力をわなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

① 受注者は、工事の施工に際し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告すること義務付けなければならない。

③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28. 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

設計者情報：ハヤシ設計 林美文 建築設備士 第16C2-7130KG号

共-05 営繕工事共通仕様書(5)

設計者情報：ハヤシ設計 林美文 建築設備士 第16C2-7130KG号

共-06 営繕工事共通仕様書(6)

7. 施工調査
- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。
8. 総合試運調整
- ① 総合試運調整の項目は次によるものとし、試運調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。
- (監理指針 参考資料 資料2 試運調整法 2.1、2.2、2.3を参考にする。)
- 風量調整
 - 水量調整
 - 室内空気の温湿度の測定
 - 室内気流及びじんあいの測定
 - 飲料水の水質の測定
 - 雑用水の水質の測定
 - 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事

1. 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

- ① 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
- なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

- 設計用水平地震力
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じるものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
- 設計用鉛直地震力
設計水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- 施設の分類、地域係数
施設の分類(**特定の施設**) 一般の施設 地域係数(**1.0**) 0.9)
- 重要機器
・給水機器() 排水機器() 換気機器 空調機器(室外機) 熱源機器
- 防災機器
・監視制御装置 危険物貯蔵装置 火を使用する設備
- 設計用標準水平震度

		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

・水槽類にはオイルタンク等を含む。

- ② 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- ③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. 配管工事

① 配管材料については、次表による。

用途	名 称	番 号	備 考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼管(黒管 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷媒	○ 冷媒用断熱材被覆鋼管	JCDA 0009	ポリエチレン保溫材(難燃性)
空調用排水(屋内)	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742 を使用してもよい)
	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
空調用排水(屋外)	○ 配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
給水(地中埋設)	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
排水・通気	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005 JP K 002	
	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
排水(地中埋設)	排水・通気用耐火二層管		
	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9797	RS-VU	

給 湯	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
	ボリープ管	JIS K 6778	
	耐熱性硬質塩化ビニル鋼管	JIS K 6776	HTVP
消 火	架橋ボリエチレン管	JIS K 6769	
	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	消防用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガス(地中埋設)	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
	ガス用ボリエチレン管	JIS K 6774	SGP

(注) 表中○印のある配管材料を本工事に適用する。

- ② ステンレス鋼管の接合方法は、呼び径60Su以下の継手はSAS32による拡管式とする。
- ③ 冷媒管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
- ④ 建築物導入部の変位吸収方法は、次による。
- 給水配管
標準図(施工4、施工5:建築物導入部の変位吸収配管要領 (a) (b) (c))による。
※屋外埋設用配管にポリエチレン管を使用し、建物導入部において異種管と接合する場合、点検口枠(標準図[機材6]のTC-1)を設け、変位吸収余長をとる。
 - 油配管
標準図(施工4、施工5:建築物導入部の変位吸収配管要領 (a) (b) (c))による。

- ⑤ 配管溶接部の非破壊検査は次による。
- 要 (放射線透過検査) 浸透探査検査または磁粉探傷検査) 不要
※検査要の場合の抜取率は(標準仕様書による %)とする。
 - 図面に記載なき防振継手は、(合成ゴム製 ベローズ形)とする。
 - 図面に記載なき伸縮管継手は、(ベローズ形 スリーブ形)とする。
 - 弁類で、ステンレス鋼管に取付けるものは、呼び径50以下は青銅製、呼び径65以上はステンレス製とする。
 - 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3)
 - 床下土中埋設配管について吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
 - 地中配管は次による。(標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図[機材2])
 - 排水管
標仕の該当事項に従い根切り底には再生クラッシュヤーンを造り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
 - 排水管以外
管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。
 - 水圧試験、漏水試験、気密試験等は配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)

3. 保温・塗装工事

① 保温工事

- 空調対象室部分(天井内を含む)に設置する全熱交換器の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保温は25mm厚とする。
- 厨房用排気ダクトの断熱(隠ぺい部) I-(イ)・IX(又はH-(イ)・IX) 行わない
- 断熱材被覆鋼管の保温外装は次による。

適用箇所	保温外装材	施工種別	保温材	備考
屋内露出	合成樹脂製カバー	A1	(口)	グラスウールにて成形とする。
屋外露出	保温化粧ケース(耐候性樹脂製)	E2	(口)	グラスウールにて成形とする。
溶融亜鉛アルミニウム-亜鉛鉄板(JIS G 3321)	E3	(口)	グラスウールにて成形とする。	
保温化粧ケース(ステンレス鋼板製)				
保温化粧ケース(高耐食めっき鋼板製(JIS G 3323))				

- 膨張管及び膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
- 建物内エア抜き管の保温(エア抜き弁以降の配管は除く)は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
- 空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標仕<2>3.1.5の排水管の項による。
- 給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
- 消防管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
- 給水配管ポンプ回りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。

② 塗装工事

- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。

(屋内隠ぺい部分)

- 機械室、隠ぺい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。

屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。

硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、塗装を省略することが出来る。

4. その他共通事項
- ① 支持金物等
屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- ② 用途等の表示
機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕<1>1.7.4)
なお、屋外及び水気のある場所(弁箱内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。

③ 制御配線、計装配線等

- 使用的な電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 関連工事

1. 仮設工事

- ① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- 既存電力利用(出来る 出来ない)、電力料金(有償 無償)
 - 既存用水利用(出来る 出来ない)、用水料金(有償 無償)
- ② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- 同用地は、(図示の場所に 用意していないので業者にて)設けること。
 - 同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。

③ 交通誘導員の配置

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。

- 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている 義務付けられていない)
- 警備員は、延 18 人 (昼 18 人、夜 0 人:うち検定合格警備員 0 人)を見込んでいる。
- 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

④ 足場その他

足場及び作業構台の類を(本工事で設置する 関連工事が定置するものを無償で使用できる)。

- 外部足場(図示の通り)

足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(建標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

- 内部足場(図示の通り)

4章 空調和設備・換気設備

1. 設計用温湿度条件

		外気条件		室内(調整目標値)			
		一般系統		温度(°C)		湿度(WB)	
夏季	9:00	31.3°C	69.10%	28.0°C	—	°C	%
	12:00	33.9°C	59.30%				
夏季	14:00	34.5°C	56.80%				
	16:00	34.1°C	57.70%				
冬季		1.7°C	62.00%	19.0°C	—	°C	%

2. 配管勾配

ドレン管の横走り管の勾配は、原則として1/100とする。

3. パッケージ形空気調和機(マルチ形、ルームエアコン、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機を含む)

- 冷媒管口径、電気配線サイズは製造者の標準仕様とする。
- 屋内機、屋外機間の電気配線(アース共)は冷媒管と共に巻きとする。
- 冷媒はオゾン層破壊係数ゼロのものとする。
- 補助電気ヒーター又は加湿器を組み込む場合は、送風機とインターロックする。
- 屋外機の防振措置は、図示による。

III. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。

官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。

・自家用電気工作物の保安規程(本工事に関し定める)

・既存施設の保安規程を適用(改修・増築等)

・既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。

・本受電後引渡しまでの基本料金(本工事)

・別途

② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。

③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 施工調査

① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。

② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 試験

① 試験項目は、標仕<2> 2.18.2により行う。なお、監理指針<2> 2.18.2を参考とする。

② 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。

③ 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。

・ 照度測定

・ 絶縁抵抗測定

2. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の材料(寸法mm)
・ 共同接地 (A・C・D種)	EA・C・D	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組
・ 共同接地 (A・B・C・D種)	EA・B・C・D	Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組
・ A種	EA	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組
・ B種	EB	Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×2連-2組
・ C種	EC	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組
・ D種	ED	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×1
・ ELCB用	EELCB	Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×1
・ 雷保護用	ELA	Ω以下	EP-0.6×2 ・ EB (D=14又はW=40) × 連一組
・ 高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組
・ 交換機陽極用	Et	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-1組
・ 本配線盤保安装置用	EAt	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組
・ 拡声增幅器用	EDt	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×1
・ 各種通信機器用	EDA	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×1
・ 保安器用	ELt	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×1
・ 測定用補助	E0	—	EB (D=14又はW=30) ×1

(備考) EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。

接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

3. その他共通事項

① 配管工事

・ 最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠し施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)

・ 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4)

・ 屋外の防水形フルボックスは、(ステンレス製 ・ 鋼板製 ・ 樹脂製)とし、(メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき ・ 無塗装)とする。

・ 屋外敷設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、原則塗装不要とする。

② 配線工事

・ 高圧ケーブルの種類(EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル)は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)」によるものとする。

③ 塗装工事

・ 機械室、隠し部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。

・ 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。

④ 配線器具

・ 図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、新金属製とする。

⑤ 支持金物等

・ 屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。

⑥ 用途別表示

・ 盤内、幹線フルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕<2>2.2.10、<2>2.12.5)

なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、フルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッティングプレート等の耐候性を有するものとする。

・ カバーブレート及びフルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッティングプレート等の耐候性を有するものとする。

⑦ その他

・ 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。

・ 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。

・ 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。

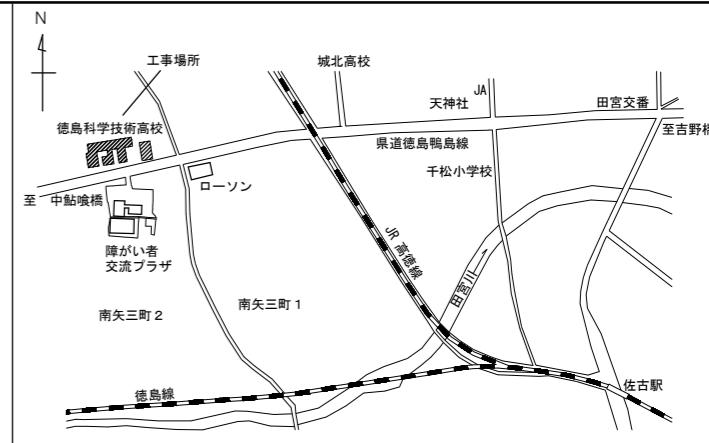
※支障物件特記

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。

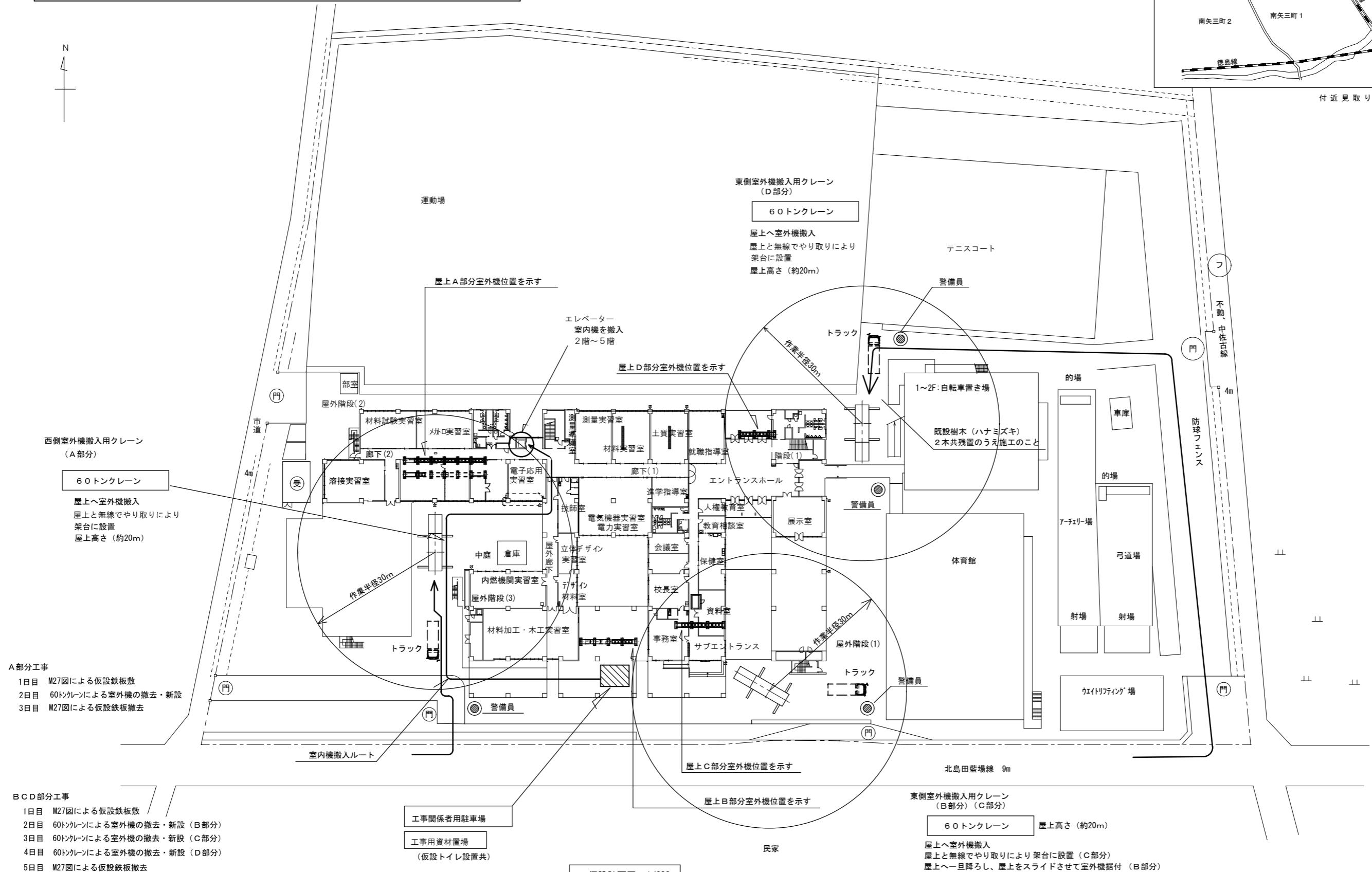
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

◎クレーン作業に伴う、マンホール等の養生（敷鉄板+ゴム板）も本工事にて行うこと。



寸近見取り図



仮設計画図 1/600

特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 徳島科学技術高等学校 徳・北矢三 校舎棟空調設備改修工事	●図面番号 M-01	ハヤシ設計 〒779-3215 名西郡石井町藍畑字童王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文
		●図面名 仮設計画図及び付近見取図	●縮尺 1/600	

ガスヒートポンプエアコン機

既設

防振仕様: A:スプリング架台 B:ゴム防振用金具 C:ゴム吊り防振金具 D:なし

特記事項： 1. 冷媒はR410

2. GHPにはON-OFF集中コントローラー (SC-SL2N) を2階全日制職員室内設置の総合盤内に 4台組込

特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 徳島科学技術高等学校 德・北矢三 校舎棟空調設備改修工事	●図面番号 M-02	ハヤシ設計 〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文
		●図面名 空調設備機器表(1)既設	●縮尺 NON	

ガスヒートポンプエアコン機器表（2）

既設

防振仕様： A：スプリング架台 B：ゴム防振用金具 C：ゴム吊り防振金具 D

特記事項： 1. 冷媒はR410

2. GHPにはON-OFF集中コントローラーを2階全日制職員室内設置の総合盤内に 4台 組込

特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7 営繕 徳島科学技術高等学校 徳・北矢三 校舎棟空調設備改修工事	●図面番号 M-03	ハヤシ設計
		●図面名 空調設備機器表(2)既設	●縮尺 NON	〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

機器番号	名称	系統	型式	台数	冷房能力 kw	暖房能力 kw	風量 m ³ /min	機外静圧 Pa	エンジン定格出力 kw	ガス消費量 kw (参考)		電源 φ-V	消費電力 (参考) (夏/冬) kw	フィルタ仕様	防振	付属品	備考
										冷房	暖房						
GHP-P101	ビル用マルチエアコン室外機			1	56.0	63.0	—	—	12.4	49.4	44.6	3-200	0.998/0.602		A		KH=2.0G
GHP-P101-1	ビル用マルチエアコン室内機	1F材料試験実習室	天井カセット形(4方向)	3	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P101-2	ビル用マルチエアコン室内機	1F立体デザイン実習室	天井カセット形(4方向)	1	9.0	10.0	24.0	—	—	—	—	1-200	0.08/0.08	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P101-3	ビル用マルチエアコン室内機	2F電子技術実習室	天井カセット形(2方向)	1	8.0	9.0	13.0	—	—	—	—	1-200	0.16/0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P101-4	ビル用マルチエアコン室内機	2F電気基礎実習室	天井カセット形(4方向)	3	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P201	ビル用マルチエアコン室外機			1	71.0	80.0	—	—	15.7	64.1	64.5	3-200	1.37/0.701		A		KH=2.0G
GHP-P201-1	ビル用マルチエアコン室内機	2F多目的ホール	天井カセット形(4方向)	6	11.2	12.5	27.0	—	—	—	—	1-200	0.13/0.13	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×2個	
GHP-P203	ビル用マルチエアコン室外機			1	56.0	63.0	—	—	12.4	49.4	44.6	3-200	0.998/0.602		A		KH=2.0G
GHP-P203-1	ビル用マルチエアコン室内機	2F2301	天井カセット形(4方向)	1	11.2	12.5	27.0	—	—	—	—	1-200	0.13/0.13	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P203-2	ビル用マルチエアコン室内機	2F2302	天井カセット形(4方向)	1	11.2	12.5	27.0	—	—	—	—	1-200	0.13/0.13	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P203-3	ビル用マルチエアコン室内機	3F3309	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P203-4	ビル用マルチエアコン室内機	3F3310	天井カセット形(4方向)	1	9.0	10.0	24.0	—	—	—	—	1-200	0.08/0.08	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P203-5	ビル用マルチエアコン室内機	3F3311	天井カセット形(4方向)	1	9.0	10.0	24.0	—	—	—	—	1-200	0.08/0.08	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P204	ビル用マルチエアコン室外機			1	71.0	80.0	—	—	15.7	64.1	64.5	3-200	1.37/0.701		A		KH=2.0G
GHP-P204-1	ビル用マルチエアコン室内機	2F2101	天井カセット形(4方向)	1	11.2	12.5	27.0	—	—	—	—	1-200	0.13/0.13	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P204-2	ビル用マルチエアコン室内機	2F2102	天井カセット形(4方向)	1	11.2	12.5	27.0	—	—	—	—	1-200	0.13/0.13	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P204-3	ビル用マルチエアコン室内機	2F2201	天井カセット形(4方向)	1	11.2	12.5	27.0	—	—	—	—	1-200	0.13/0.13	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P204-4	ビル用マルチエアコン室内機	2F2202	天井カセット形(4方向)	1	11.2	12.5	27.0	—	—	—	—	1-200	0.13/0.13	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P204-5	ビル用マルチエアコン室内機	2F2401	天井カセット形(4方向)	1	9.0	10.0	24.0	—	—	—	—	1-200	0.08/0.08	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P204-6	ビル用マルチエアコン室内機	2F2402	天井カセット形(4方向)	1	9.0	10.0	24.0	—	—	—	—	1-200	0.08/0.08	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P301	ビル用マルチエアコン室外機			1	71.0	80.0	—	—	15.7	64.1	64.5	3-200	1.37/0.701		A		KH=2.0G
GHP-P301-1	ビル用マルチエアコン室内機	3F3301	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P301-2	ビル用マルチエアコン室内機	3F3302	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P301-3	ビル用マルチエアコン室内機	3F3303	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P301-4	ビル用マルチエアコン室内機	3F3304	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P302	ビル用マルチエアコン室外機			1	71.0	80.0	—	—	15.7	64.1	64.5	3-200	1.37/0.701		A		KH=2.0G
GHP-P302-1	ビル用マルチエアコン室内機	3F3305	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P302-2	ビル用マルチエアコン室内機	3F3306	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P302-3	ビル用マルチエアコン室内機	3F3307	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P302-4	ビル用マルチエアコン室内機	3F3308	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P303	ビル用マルチエアコン室外機			1	71.0	80.0	—	—	15.7	64.1	64.5	3-200	1.37/0.701		A		KH=2.0G
GHP-P303-1	ビル用マルチエアコン室内機	3F3001	天井カセット形(4方向)	2	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.16/0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P303-2	ビル用マルチエアコン室内機	3F3002	天井カセット形(4方向)	2	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.16/0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P303-3	ビル用マルチエアコン室内機	3F書道室	天井カセット形(4方向)	3	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P304	ビル用マルチエアコン室外機			1	71.0	80.0	—	—	15.7	64.1	64.5	3-200	1.37/0.701		A		KH=2.0G
GHP-P304-1	ビル用マルチエアコン室内機	3F製図室Ⅱ	天井カセット形(4方向)	3	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065/0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P304-2	ビル用マルチエアコン室内機	3F建築計画・設計実習室	天井カセット形(4方向)	2	11.2	12.5	27.0	—	—	—	—	1-200	0.13/0.13	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×1個	
GHP-P304-3	ビル用マルチエアコン室内機	3F調理実習室	天井カセット形(4方向)	4	11.2	12.5	27.0	—	—	—	—	1-200	0.13/0.13	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス)×2個	

防振仕様 : A:スプリング架台 B:ゴム防振用金具 C:ゴム吊り防振金具 D:なし (※耐塩仕様とする。)

特記事項 : 1. 冷媒はR41

機器番号	名称	系統	型式	台数	冷房能力 kW	暖房能力 kW	風量 m³/min	機外静圧 Pa	エンジン定格出力 kW	ガス消費量 LPG kW (参考)		電源 φ-V	消費電力 (参考) (夏/冬) kW	フィルタ仕様	防振	付属品	備考
										冷房	暖房						
GHP-P401	ビル用マルチエアコン室外機			1	71.0	80.0	—	—	15.7	64.1	64.5	3-200	1.37 / 0.701		A		KH=2.0G
GHP-P401-1	ビル用マルチエアコン室内機	4F4201	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P401-2	ビル用マルチエアコン室内機	4F4202	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P401-3	ビル用マルチエアコン室内機	4F4203	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P401-4	ビル用マルチエアコン室内機	4F4204	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P402	ビル用マルチエアコン室外機			1	71.0	80.0	—	—	15.7	64.1	64.5	3-200	1.37 / 0.701		A		KH=2.0G
GHP-P402-1	ビル用マルチエアコン室内機	4F4205	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P402-2	ビル用マルチエアコン室内機	4F4206	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P402-3	ビル用マルチエアコン室内機	4F4207	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P402-4	ビル用マルチエアコン室内機	4F4208	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P403	ビル用マルチエアコン室外機			1	56.0	63.0	—	—	12.4	49.4	44.6	3-200	0.998 / 0.602		A		KH=2.0G
GHP-P403-1	ビル用マルチエアコン室内機	4F4209	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P403-2	ビル用マルチエアコン室内機	4F4210	天井カセット形(4方向)	1	9.0	10.0	24.0	—	—	—	—	1-200	0.08 / 0.08	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P403-3	ビル用マルチエアコン室内機	4F4211	天井カセット形(4方向)	1	9.0	10.0	24.0	—	—	—	—	1-200	0.08 / 0.08	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P403-4	ビル用マルチエアコン室内機	4F4001	天井カセット形(4方向)	2	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.16 / 0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P404	ビル用マルチエアコン室外機			1	45.0	50.0	—	—	10.0	37.6	34.8	3-200	0.649 / 0.47		A		KH=2.0G
GHP-P404-1	ビル用マルチエアコン室内機	4F定性・定量実習室	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P404-2	ビル用マルチエアコン室内機	4F製図室I	天井カセット形(4方向)	4	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 2個	
GHP-P405	ビル用マルチエアコン室外機			1	45.0	50.0	—	—	10.0	37.6	34.8	3-200	0.649 / 0.47		A		KH=2.0G
GHP-P405-1	ビル用マルチエアコン室内機	4F論理回路実習室	天井カセット形(4方向)	2	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P405-2	ビル用マルチエアコン室内機	4F製図室III	天井カセット形(4方向)	4	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 2個	
GHP-P501	ビル用マルチエアコン室外機			1	71.0	80.0	—	—	15.7	64.1	64.5	3-200	1.37 / 0.701		A		KH=2.0G
GHP-P501-1	ビル用マルチエアコン室内機	5F5101	天井カセット形(4方向)	2	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.16 / 0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P501-2	ビル用マルチエアコン室内機	5F5102	天井カセット形(4方向)	2	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.16 / 0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P501-3	ビル用マルチエアコン室内機	5F5103	天井カセット形(4方向)	2	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.16 / 0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P501-4	ビル用マルチエアコン室内機	5F5104	天井カセット形(4方向)	2	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.16 / 0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P502	ビル用マルチエアコン室外機			1	71.0	80.0	—	—	15.7	64.1	64.5	3-200	1.37 / 0.701		A		KH=2.0G
GHP-P502-1	ビル用マルチエアコン室内機	5F5105	天井カセット形(4方向)	2	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.16 / 0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P502-2	ビル用マルチエアコン室内機	5F5106	天井カセット形(4方向)	2	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.16 / 0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P502-3	ビル用マルチエアコン室内機	5F5107	天井カセット形(4方向)	2	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.16 / 0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P502-4	ビル用マルチエアコン室内機	5F5108	天井カセット形(4方向)	2	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.16 / 0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P503	ビル用マルチエアコン室外機			1	45.0	50.0	—	—	10.0	37.6	34.8	3-200	0.649 / 0.47		A		KH=2.0G
GHP-P503-1	ビル用マルチエアコン室内機	5F5109	天井カセット形(4方向)	2	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.16 / 0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P503-2	ビル用マルチエアコン室内機	5F5110	天井カセット形(4方向)	1	11.2	12.5	27.0	—	—	—	—	1-200	0.13 / 0.13	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
GHP-P503-3	ビル用マルチエアコン室内機	5F5111	天井カセット形(4方向)	1	11.2	12.5	27.0	—	—	—	—	1-200	0.13 / 0.13	ロングライフィルター	D	化粧パネル、運転リモコン(ワイヤレス) x 1個	
防振仕様 : A:スプリング架台 B:ゴム防振用金具 C:ゴム吊り防振金具 D:なし (※薪塩仕様とする)																	
特記事項 : 1. 冷媒はR410とする。 2. GHPにはON-OFF集中コントローラーを2階全日制職員室内設置の総合盤内に 4台 組込む アドレス設定(本工事)																	
特記																	

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R7官舎 徳島科学技術高等学校 徳・北矢三 校舎棟空調設備改修工事●図面番号
M-05

ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

ガスヒートポンプエアコン機器表 (集計表)

名 称	型 式	台 数	冷 房 能 力 k w	暖 房 能 力 k w	風 量 m3/min	機 外 静 圧 P a	エンジン定格出力 k w	ガス消費量 k w (参考)		電 源 φ-V	消 費 電 力 (参考) (夏/冬) k w	フィルター仕様	防 振	付 属 品	備 考
								冷 房	暖 房						
ビル用マルチエアコン室外機 (25P)		10	71.0	80.0	—	—	15.7	57.3	53.1	3-200	1.34 / 1.44		A	防振架台(亜鉛溶融めっき仕上げ)	KH=1.0G
" (20P)		3	56.0	63.0	—	—	12.4	39.6	39.8	3-200	1.23 / 1.29		A	防振架台(亜鉛溶融めっき仕上げ)	KH=1.0G
" (16P)		3	45.0	50.0	—	—	10.0	30.0	30.9	3-200	1.23 / 1.29		A	防振架台(亜鉛溶融めっき仕上げ)	KH=1.0G
ビル用マルチエアコン室内機	天井カセット形 (4方向)	20	11.2	12.5	25.0	—	—	—	—	1-200	0.14 / 0.14	ロングライフィルター	D	化粧パネル共	
" "	7	9.0	10.0	24.0	—	—	—	—	—	1-200	0.14 / 0.14	ロングライフィルター	D	化粧パネル共	
" "	24	8.0	9.0	19.0	—	—	—	—	—	1-200	0.10 / 0.10	ロングライフィルター	D	化粧パネル共	
" "	60	7.1	8.0	17.0	—	—	—	—	—	1-200	0.10 / 0.10	ロングライフィルター	D	化粧パネル共	
"	天井カセット形 (2方向)	0	9.0	10.0	27.0	—	—	—	—	1-200	0.19 / 0.19	ロングライフィルター	D	化粧パネル共	
" "	1	8.0	9.0	13.0	—	—	—	—	—	1-200	0.16 / 0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル共	
ワイヤレスリモコン	61														
集中リモコン	4														

防振仕様 : A : スプリング架台 B : ゴム防振用金具 C : ゴム吊り防振金具 D : なし

特記事項 : 1. 冷媒はR410とする。

2. GHPにはON-OFF集中コントローラー を2階全日制職員室内設置の総合盤面に 4台 組込む アドレス設定 部屋名が盤面に記入可能なタイプ (57部屋対応)

三菱重工 集中管理コントローラー (SC-SL2NA) × 4

ガスヒートポンプエアコン機器表 (集計表)

名 称	型 式	台 数	冷 房 能 力 k w	暖 房 能 力 k w	風 量 m3/min	機 外 静 圧 P a	エンジン定格出力 k w	ガス消費量 k w (参考)		電 源 φ-V	消 費 電 力 (参考) (夏/冬) k w	フィルター仕様	防 振	付 属 品	備 考
								冷 房	暖 房						
ビル用マルチエアコン室外機 (25P)	リニューアルタイプ	10	71.0	80.0	—	—	15.7	64.1	64.5	3-200	1.37 / 0.701		A	防振架台(耐塙仕様)	KH=2.0G
" (20P)	リニューアルタイプ	3	56.0	63.0	—	—	12.4	49.4	44.6	3-200	0.998 / 0.602		A	防振架台(耐塙仕様)	KH=2.0G
" (16P)	リニューアルタイプ	3	45.0	50.0	—	—	10.0	37.6	34.8	3-200	0.649 / 0.47		A	防振架台(耐塙仕様)	KH=2.0G
ビル用マルチエアコン室内機	天井カセット形 (4方向)	20	11.2	12.5	27.0	—	—	—	—	1-200	0.13 / 0.13	ロングライフィルター	D	化粧パネル共	
" "	7	9.0	10.0	24.0	—	—	—	—	—	1-200	0.08 / 0.08	ロングライフィルター	D	化粧パネル共	
" "	24	8.0	9.0	21.0	—	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル共	
" "	60	7.1	8.0	18.0	—	—	—	—	—	1-200	0.065 / 0.065	ロングライフィルター	D	化粧パネル共	
"	天井カセット形 (2方向)	0	9.0	10.0	19.0	—	—	—	—	1-200	0.19 / 0.19	ロングライフィルター	D	化粧パネル共	
" "	1	8.0	9.0	18.0	—	—	—	—	—	1-200	0.16 / 0.16	ロングライフィルター	D	化粧パネル共	
ワイヤレスリモコン	61														
集中リモコン	4														

防振仕様 : A : スプリング架台 B : ゴム防振用金具 C : ゴム吊り防振金具 D : なし

特記事項 : 1. 冷媒はR410とする。

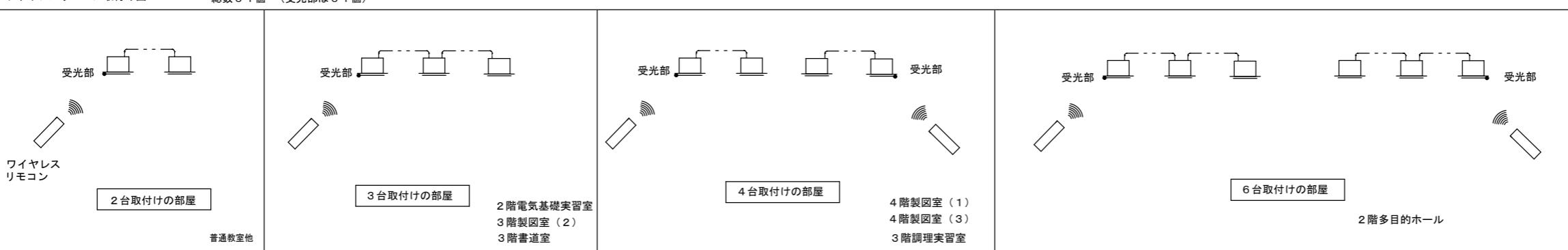
2. GHPにはON-OFF集中コントローラー を2階全日制職員室内設置の総合盤面に 4台 組込む アドレス設定 (本工事) (57部屋対応)

三菱重工 集中管理コントローラー (SC-SL2NA) × 4 ダイキン 集中管理コントローラー (DCS302C1) × 4 ヤンマー 集中管理コントローラー (LS302C1) × 4

3. 耐震計算によりアンカーボルトを決定する。

4. 通用となるガス種別は、都市ガス13Aとする。

ワイヤレスリモコン取付け図 総数61個 (受光部は61個)



特記

●工事名
徳島県県土整備部営繕課●図面番号
M-06

ハヤシ設計

●面名
空調設備機器表(集計1)●縮尺
NON〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

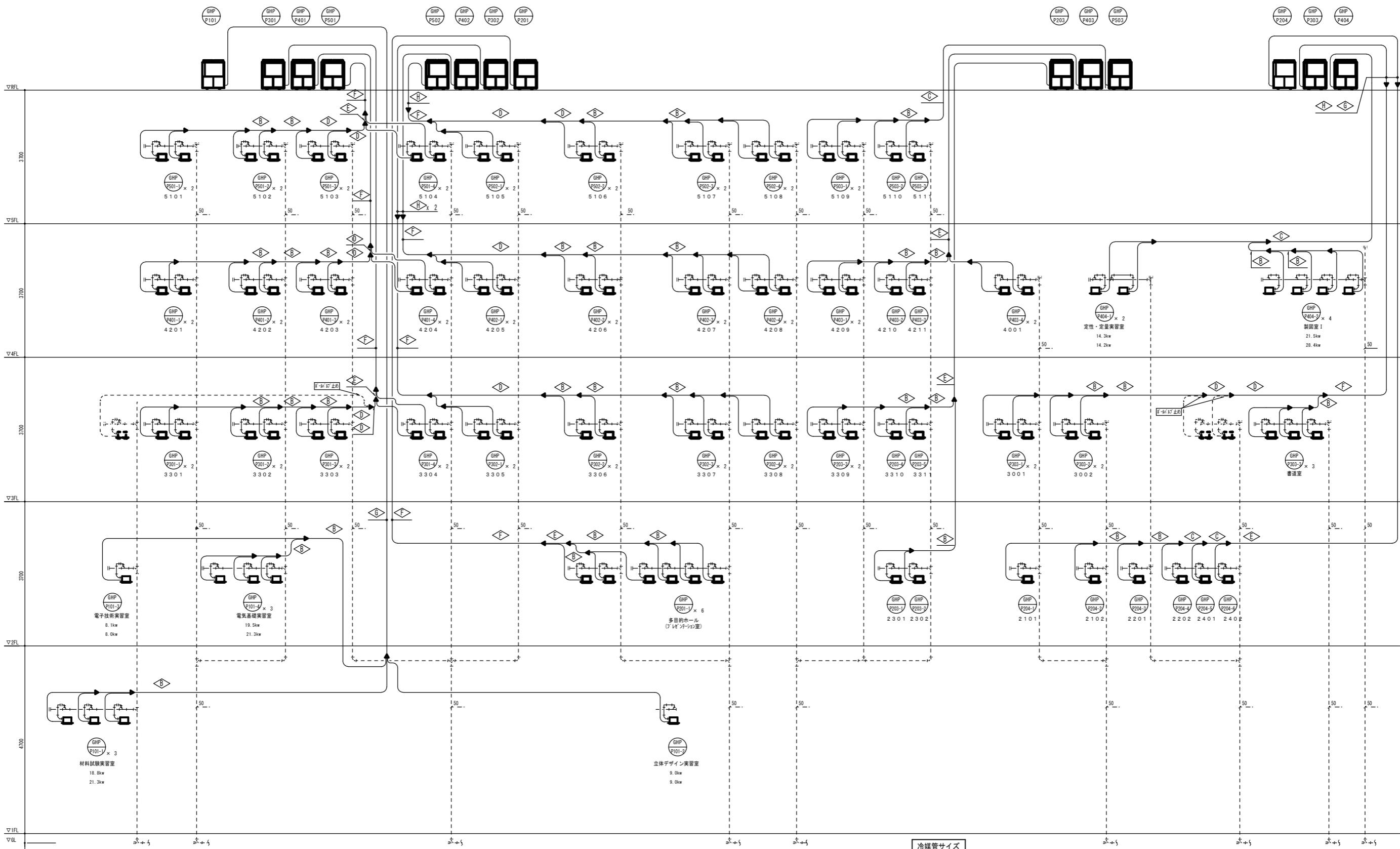
位置	名 称	部屋名 種別	1階 材料試験 実習室	1階 立体デザイン 実習室	2階 電子技術 実習室	2階 電気基礎 実習室	2階 多目的 ホール	2階 多目的室 (1)	2階 多目的室 (2)	3階 普通教室 (9)	3階 普通教室 (10)	3階 普通教室 (11)	2階 多目的室 (3)	2階 多目的室 (4)	2階 多目的室 (5)	2階 多目的室 (6)	2階 選択教室 (1)	2階 選択教室 (2)	小計
室内機	天井カセット形 (4方向)	P 112形					6	1	1				1	1	1	1		12	
		P 90形		1						1	1					1	1	5	
		P 80形																	
		P 71形	3		3					2								8	
	天井カセット形 (2方向)	P 90形																1	
		P 80形			1													1	
	リモコンスイッチ		1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17		
室外機	リニューアルタイプ	P 710形					1 (GHP-P201) 系統											2	
		P 560形	1 (GHP-P101) 系統					1 (GHP-P203) 系統										2	
		P 450形																	

位置	名 称	部屋名 種別	3階 普通教室 (1)	3階 普通教室 (2)	3階 普通教室 (3)	3階 普通教室 (4)	3階 普通教室 (5)	3階 普通教室 (6)	3階 普通教室 (7)	3階 普通教室 (8)	3階 選択教室 (3)	3階 選択教室 (4)	3階 書道実習 室	3階 建築計画 設計実習室	3階 調理 実習室	3階 製図室 (2)	小計
室内機	天井カセット形 (4方向)	P 112形												2	4		6
		P 90形															
		P 80形									2	2					4
		P 71形	2	2	2	2	2	2	2	2			3			3	22
	天井カセット形 (2方向)	P 90形															
		P 80形															
	リモコンスイッチ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	15
室外機	リニューアルタイプ	P 710形	1 (GHP-P301) 系統		1 (GHP-P302) 系統		1 (GHP-P303) 系統		1 (GHP-P304) 系統								4
		P 560形															
		P 450形															

位置	名 称	部屋名 種別	4階 普通教室 (1)	4階 普通教室 (2)	4階 普通教室 (3)	4階 普通教室 (4)	4階 普通教室 (5)	4階 普通教室 (6)	4階 普通教室 (7)	4階 普通教室 (8)	4階 普通教室 (9)	4階 普通教室 (10)	4階 普通教室 (11)	4階 選択教室 (5)	4階 定性定量 実習室	4階 製図室 (1)	4階 論理回路 実習室	4階 製図室 (3)	小計
室内機	天井カセット形 (4方向)	P 112形																	
		P 90形									1	1						2	
		P 80形											2					2	
		P 71形	2	2	2	2	2	2	2	2			2	4	2	4	30		
	天井カセット形 (2方向)	P 90形																	
		P 80形																	
	リモコンスイッチ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	18		
室外機	リニューアルタイプ	P 710形	1 (GHP-P401) 系統		1 (GHP-P402) 系統												2		
		P 560形									1 (GHP-P403) 系統						1		
		P 450形										1 (GHP-P404) 系統	1 (GHP-P405) 系統				2		

位置	名 称	部屋名 種別	5階 普通教室 (1)	5階 普通教室 (2)	5階 普通教室 (3)	5階 普通教室 (4)	5階 普通教室 (5)	5階 普通教室 (6)	5階 普通教室 (7)	5階 普通教室 (8)	5階 普通教室 (9)	5階 普通教室 (10)	5階 普通教室 (11)	小計	合計		
室内機	天井カセット形 (4方向)	P 112形									1	1	2	20			
		P 90形												7			
		P 80形	2	2	2	2	2	2	2	2			18	24			
		P 71形												60			
	天井カセット形 (2方向)	P 90形												0			
		P 80形												1			
	リモコンスイッチ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	61			
室外機	リニューアルタイプ	P 710形	1 (GHP-P501) 系統		1 (GHP-P502) 系統						2	10					
		P 560形												3			
		P 450形								1 (GHP-P503) 系統	1	3					

室外機本体重量(参考)			
室外機	馬力	既設重量kg	新設重量kg
P 710	2.5馬力	890	720
P 560	2.0馬力	885	705
P 450	1.6馬		



特記

●工事名
 R7官舎 德島科学技術高等学校 德・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

●図面番号
 M-08
 ●図面名
 空調設備系統図(1)

●図面番号
 M-08
 ●縮尺
 NON

ハヤシ設計
 〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文



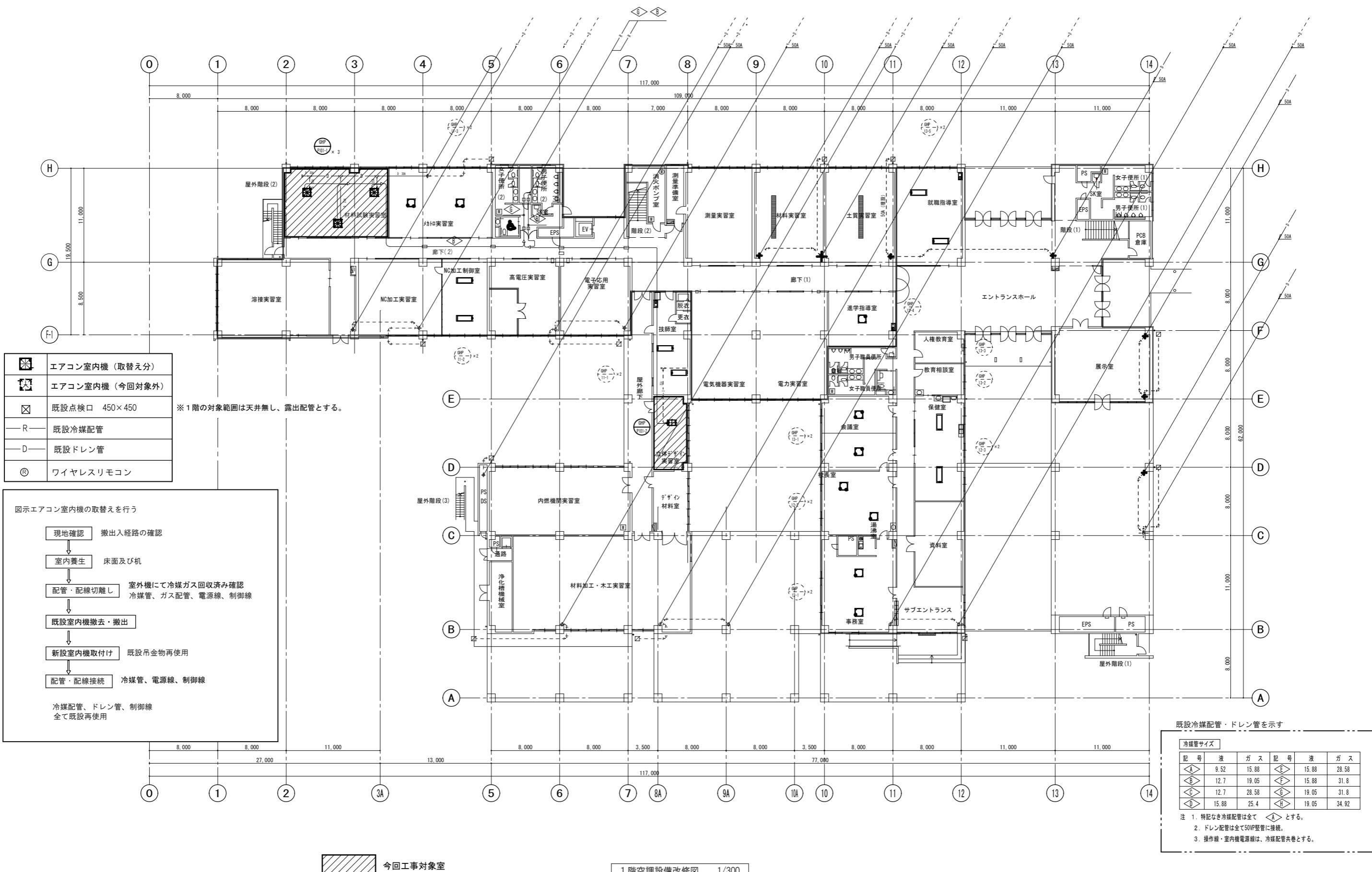
特記

●工事名
R7官舎 德島科学技術高等学校 德・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

●図面番号
M-09

ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文



特記

●工事名
R779-3215 德島科学技術高等学校 德・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

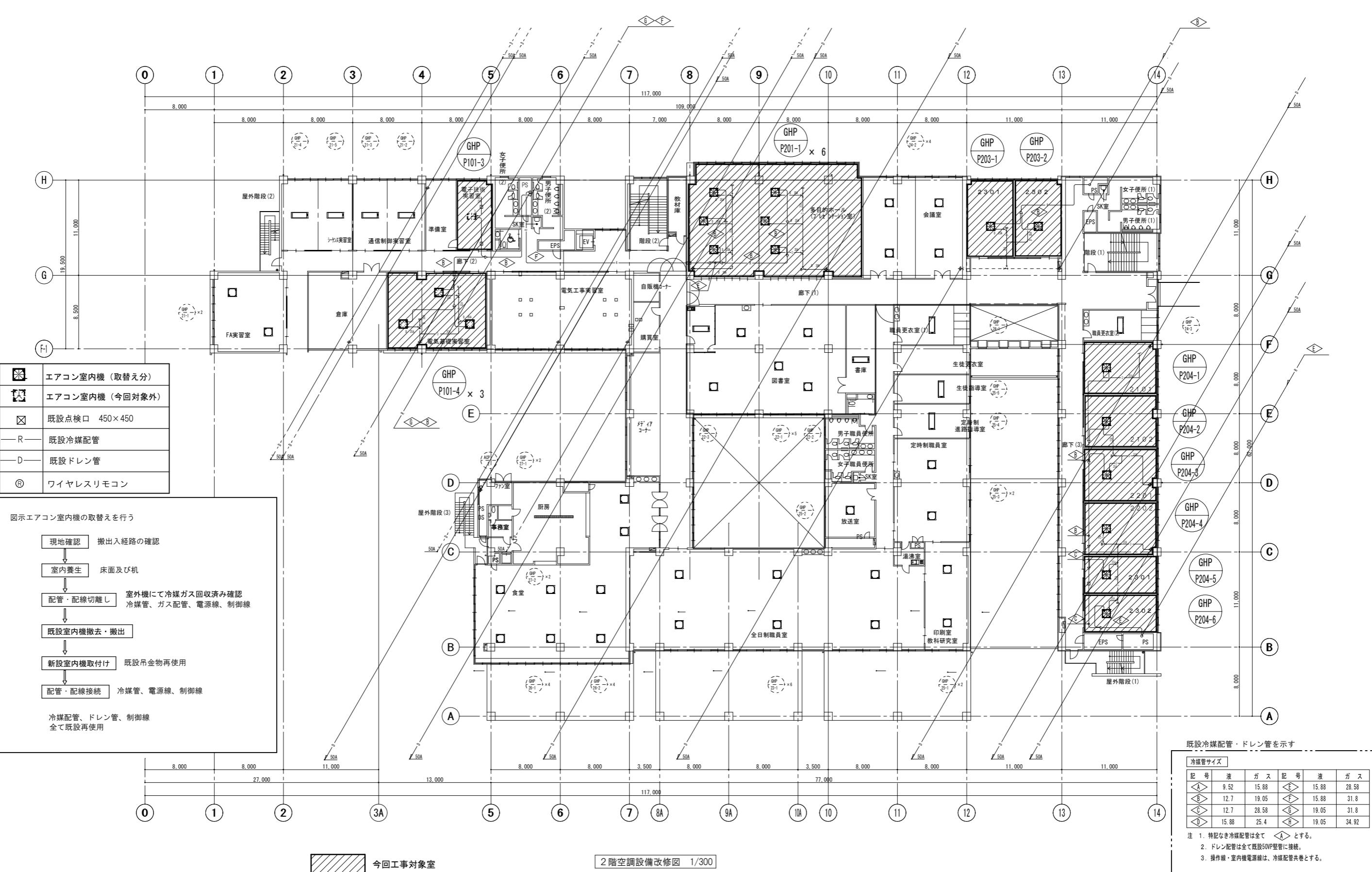
●図面番号
M-10

ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

●図面名
1階空調設備改修図

●縮尺
1/300



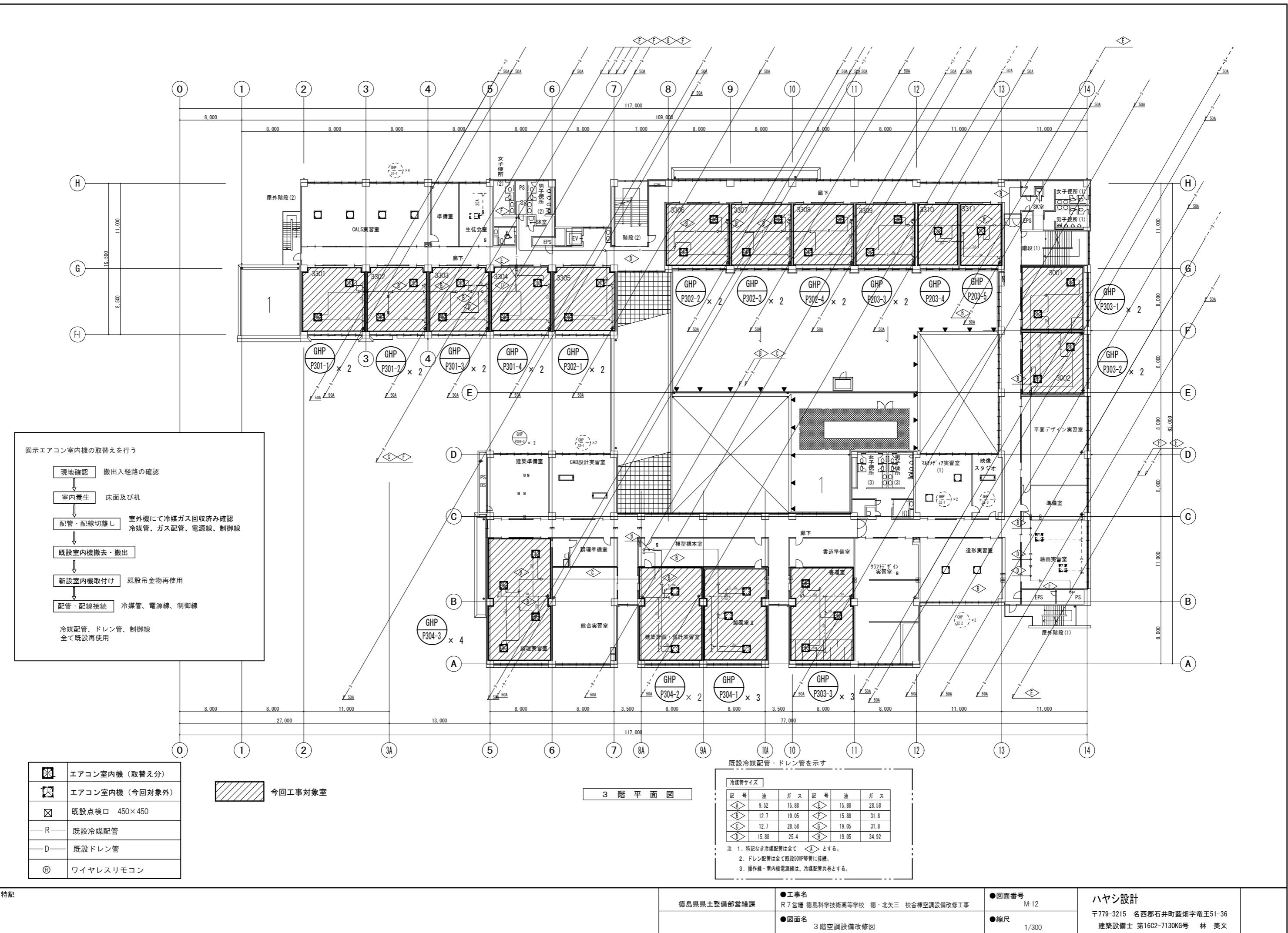
特記

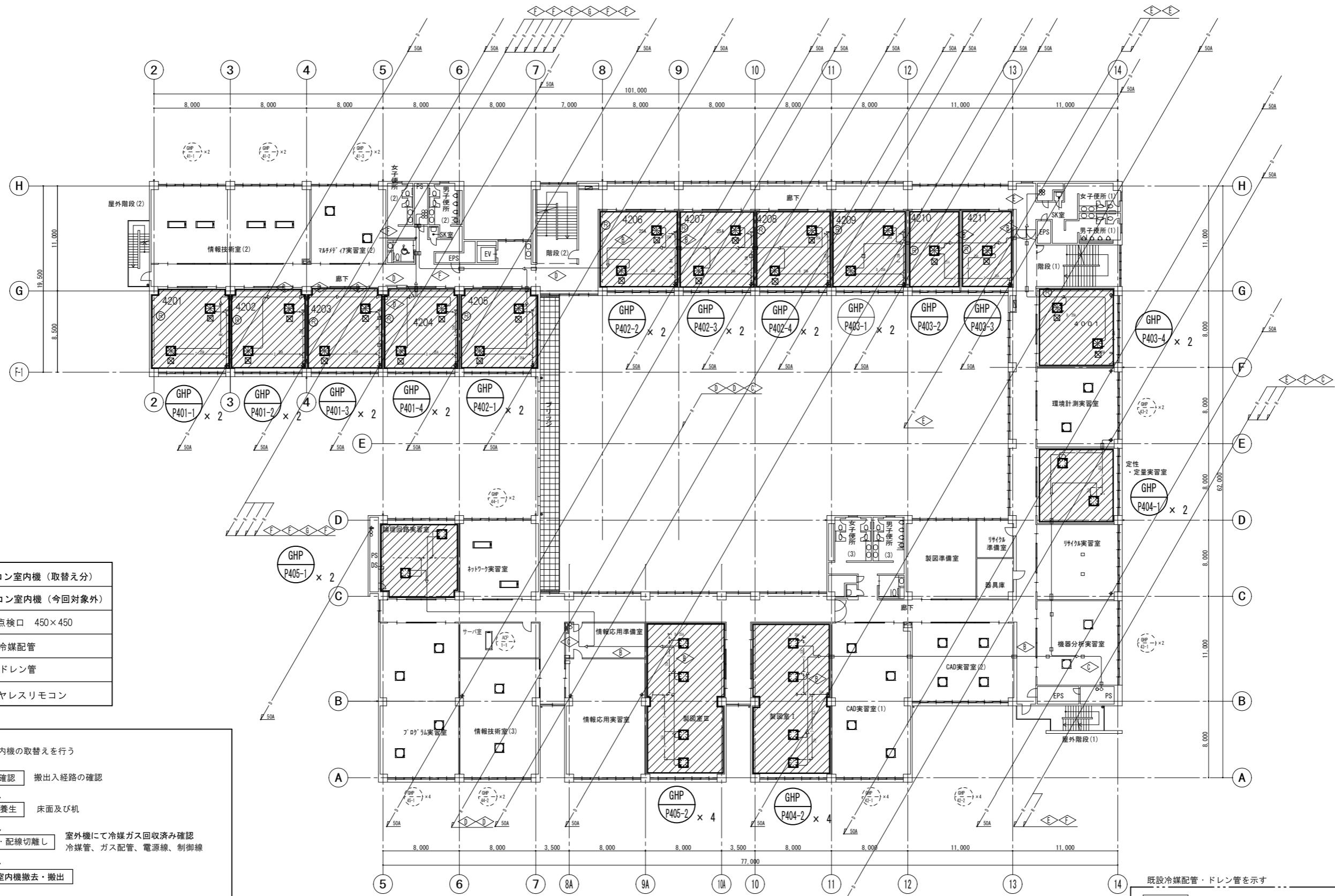
●工事名
徳島県県土整備部営繕課
R7官署 徳島科学技術高等学校 徳・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

●図面番号
M-11
●図面名
2階空調設備改修図

ハヤシ設計
〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

●縮尺
1/300

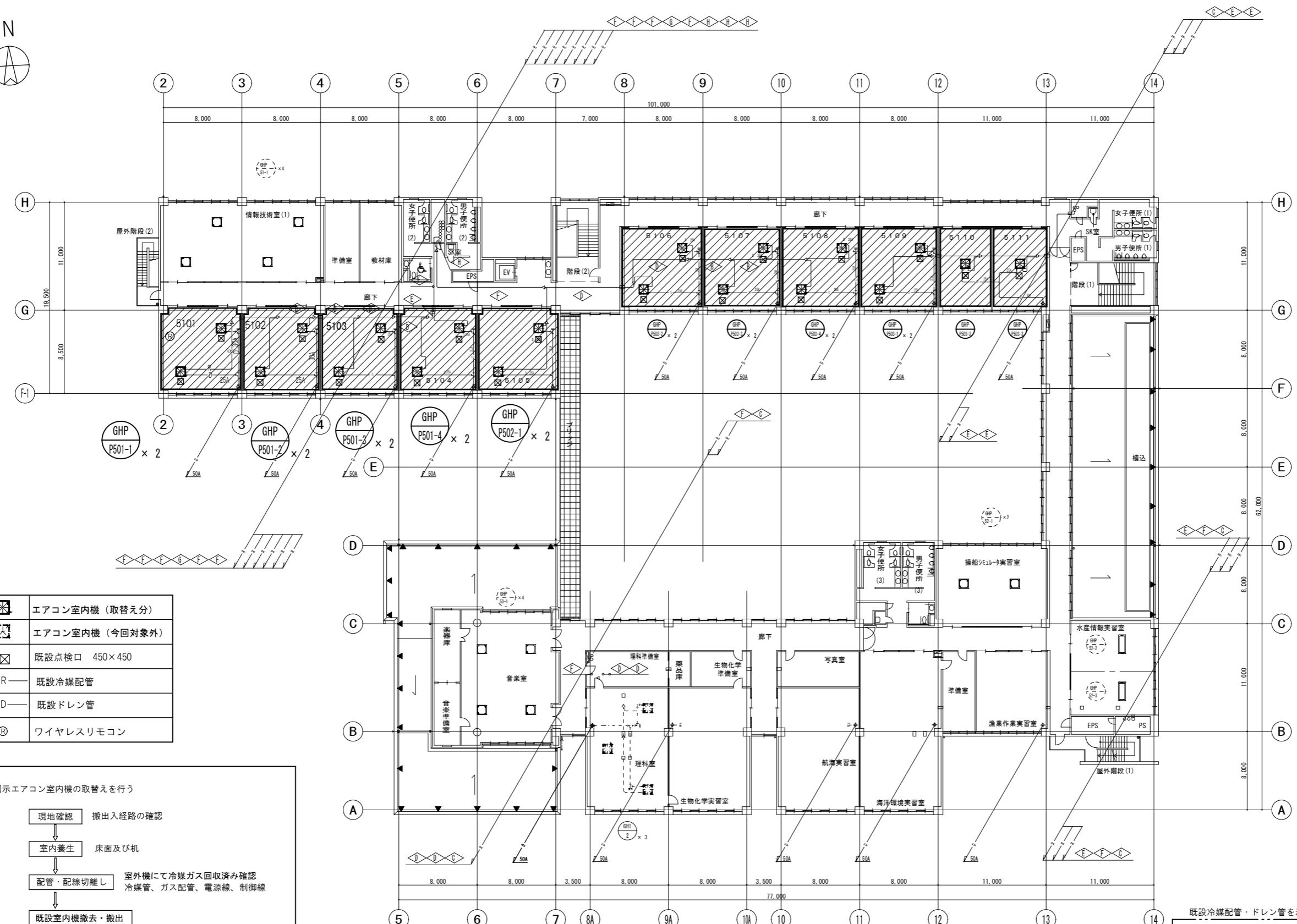




既設冷媒配管・ドレン管を示す					
記号	液	ガス	記号	液	ガス
△	9.52	15.88	△	15.88	28.58
△	12.7	19.05	△	15.88	31.8
△	12.7	28.58	△	19.05	31.8
△	15.88	25.4	△	19.05	34.92

注 1. 特記なき冷媒配管は全て△とする。
2. ドレン配管は全て既設50P管に接続。
3. 操作線・室内機電源線は、冷媒配管共巻とする。

N



特記

●工事名
R7官舎 德島科学技術高等学校 德・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

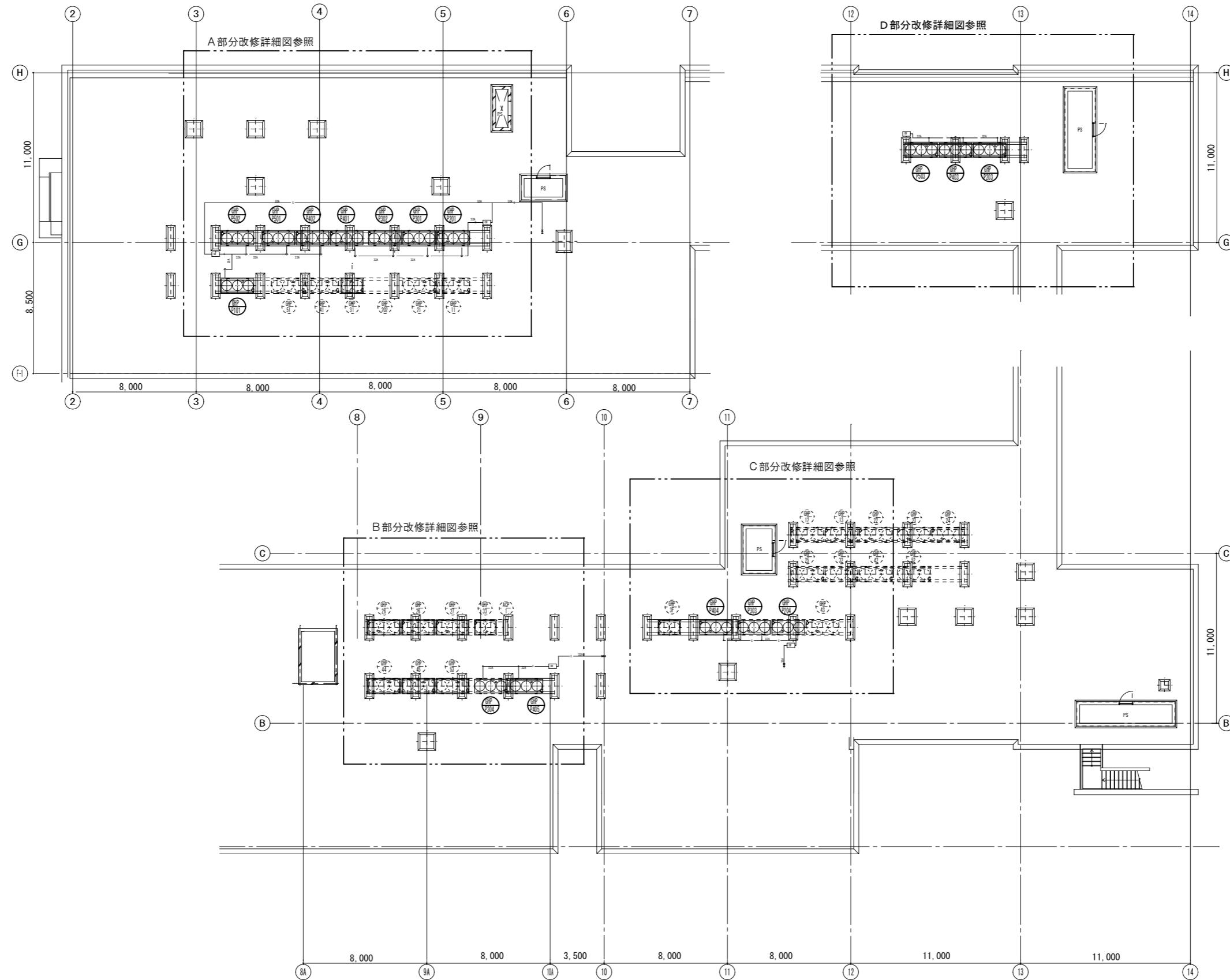
●図面番号
M-14

●ハヤシ設計
〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

●図面名
5階空調設備改修図

●縮尺
1/300

N



屋上空調設備改修図 1/200

特記

徳島県県土整備部営繕課

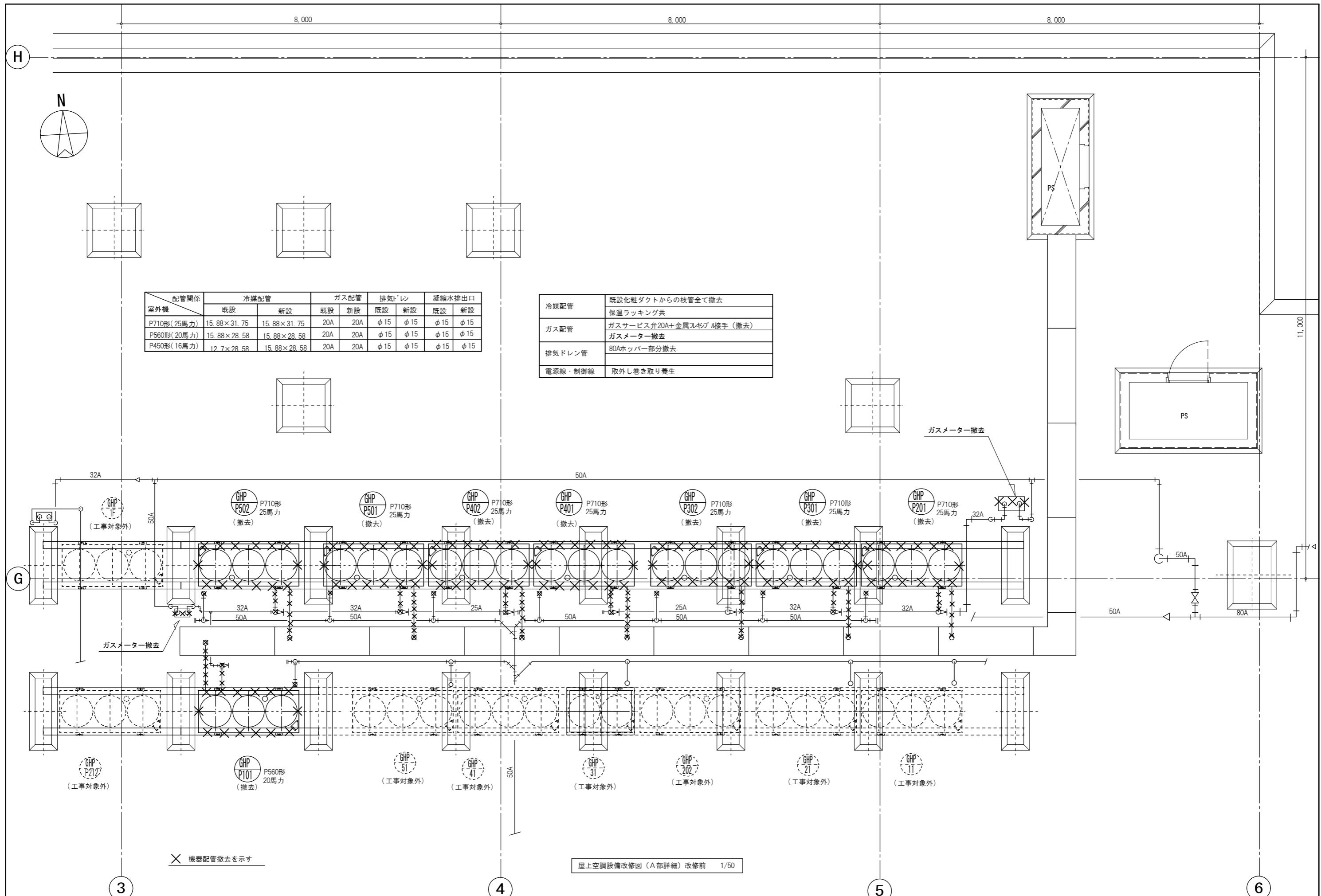
●工事名
R7官舎 徳島科学技術高等学校 徳・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

●図面番号
M-15

ハヤシ設計
〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

●図面名
屋上空調設備改修図

●縮尺
1/200



特記

●工事名
R7営繕 徳島科学技術高等学校 德・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

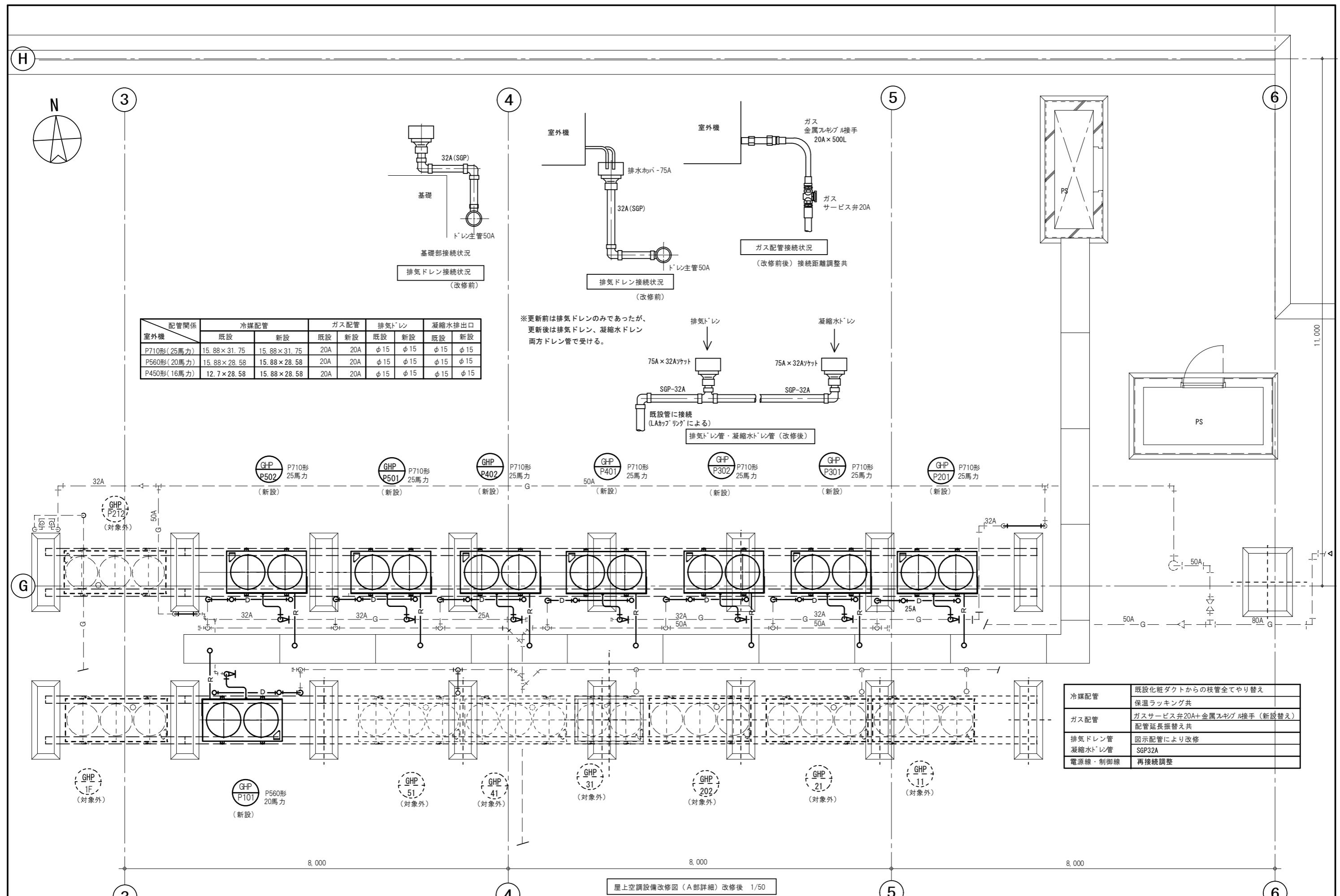
●図面番号
M-16

●ハヤシ設計
〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36

●図面名
屋上空調設備改修図 (A部詳細) 改修前

●縮尺
1/50

建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文



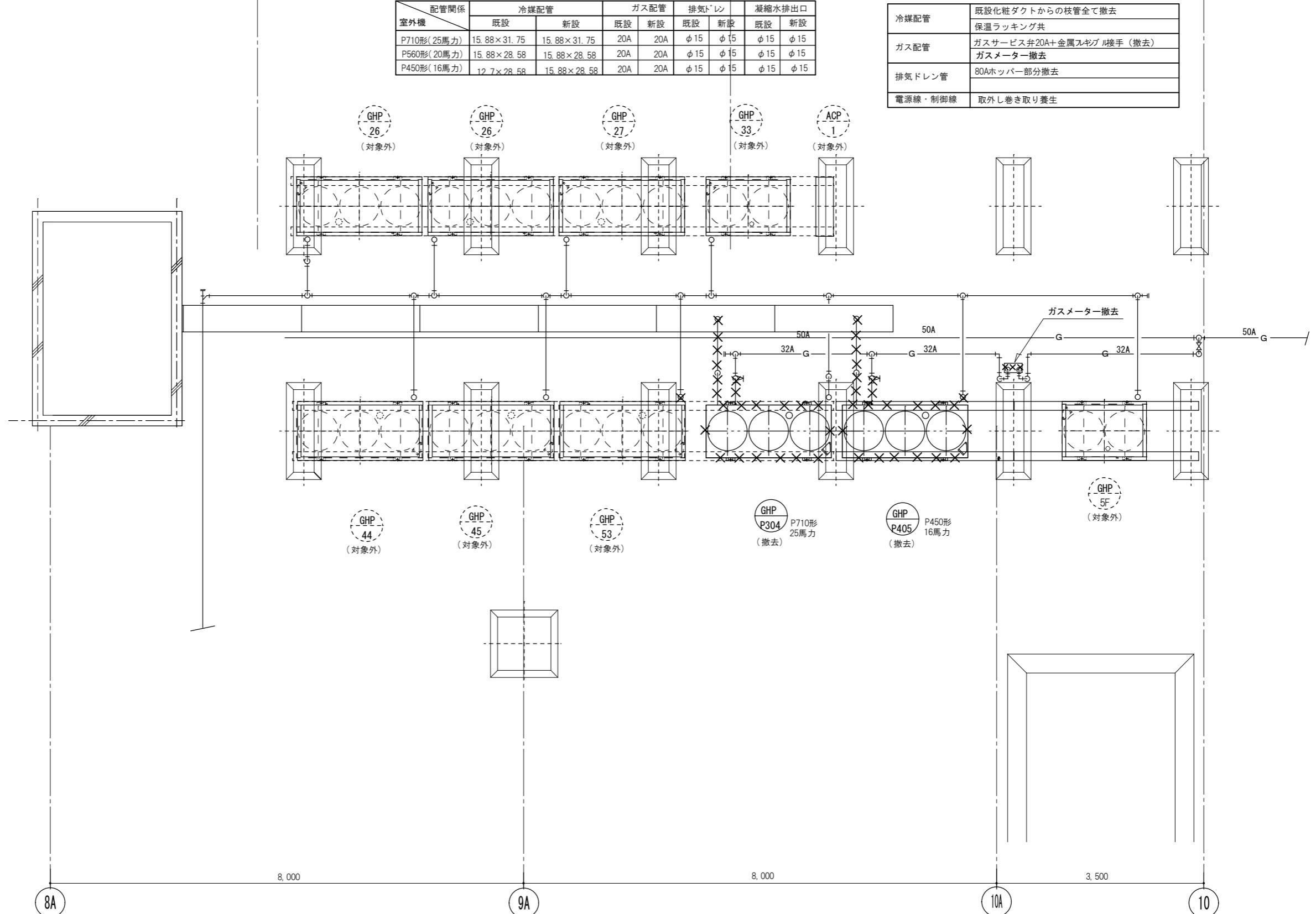
特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 徳島科学技術高等学校 徳・北矢三 校舎棟空調設備改修工事	●図面番号 M-17	ハヤシ設計 〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文
	●図面名 屋上空調設備改修図 (A部詳細) 改修後	●縮尺 1/50		



8

9

10



×

機器配管撤去を示す

屋上空調設備改修図(B部詳細)改修前 1/50

特記

●工事名
R7官舎 德島科学技術高等学校 德・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

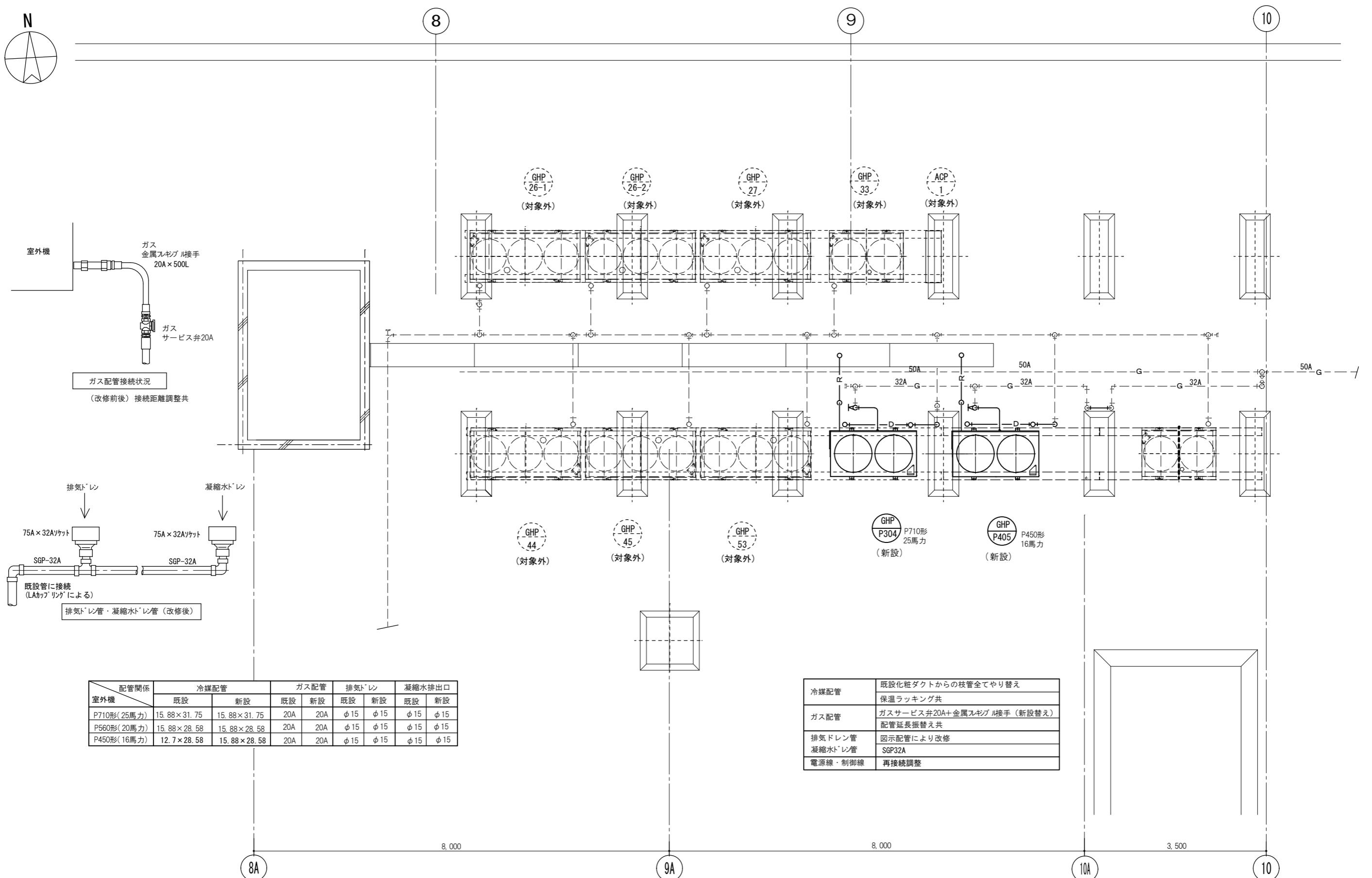
●図面番号
M-18

ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

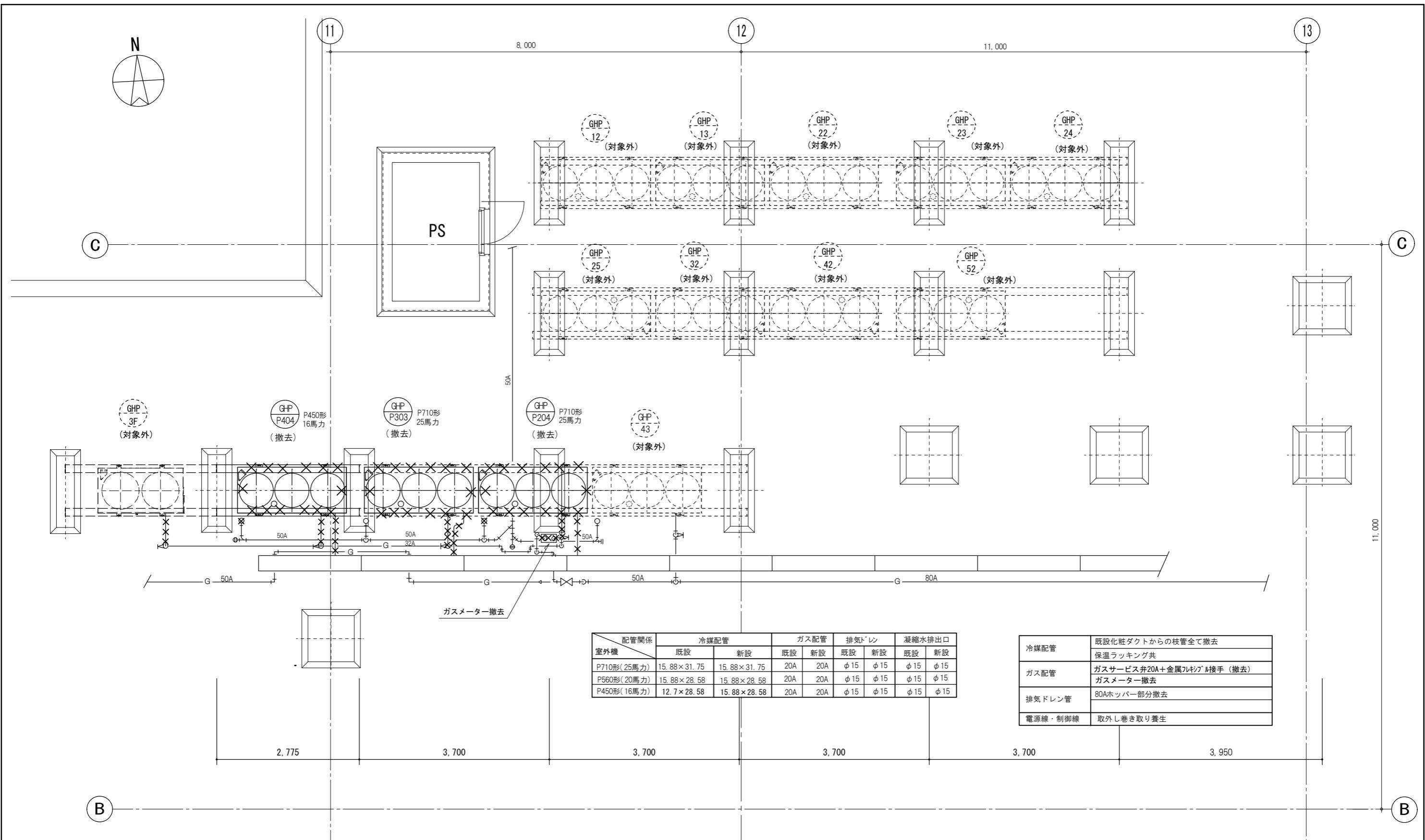
●面名
屋上空調設備改修図(B部詳細)改修前

●縮尺
1/50



屋上空調設備改修図(B部詳細) 改修後 1/50

特記	徳島県県土整備部營繕課	●工事名 R7宮緒 徳島科学技術高等学校 徳・北矢三 校舎棟空調設備改修工事	●図面番号 M-19	ハヤシ設計
		●図面名 屋上空調設備改修図(B 部詳細) 改修後	●縮尺 1/50	〒779-3215 名西郡石井町藍畠字竜王51-36 建築設備土 第16C2-7130KG号 林 美文



X 機器配管撤去を示す

屋上空調設備改修図(C 部詳細) 改修前 1/50

特記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R7 営繕 徳島科学技術高等学校 徳・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

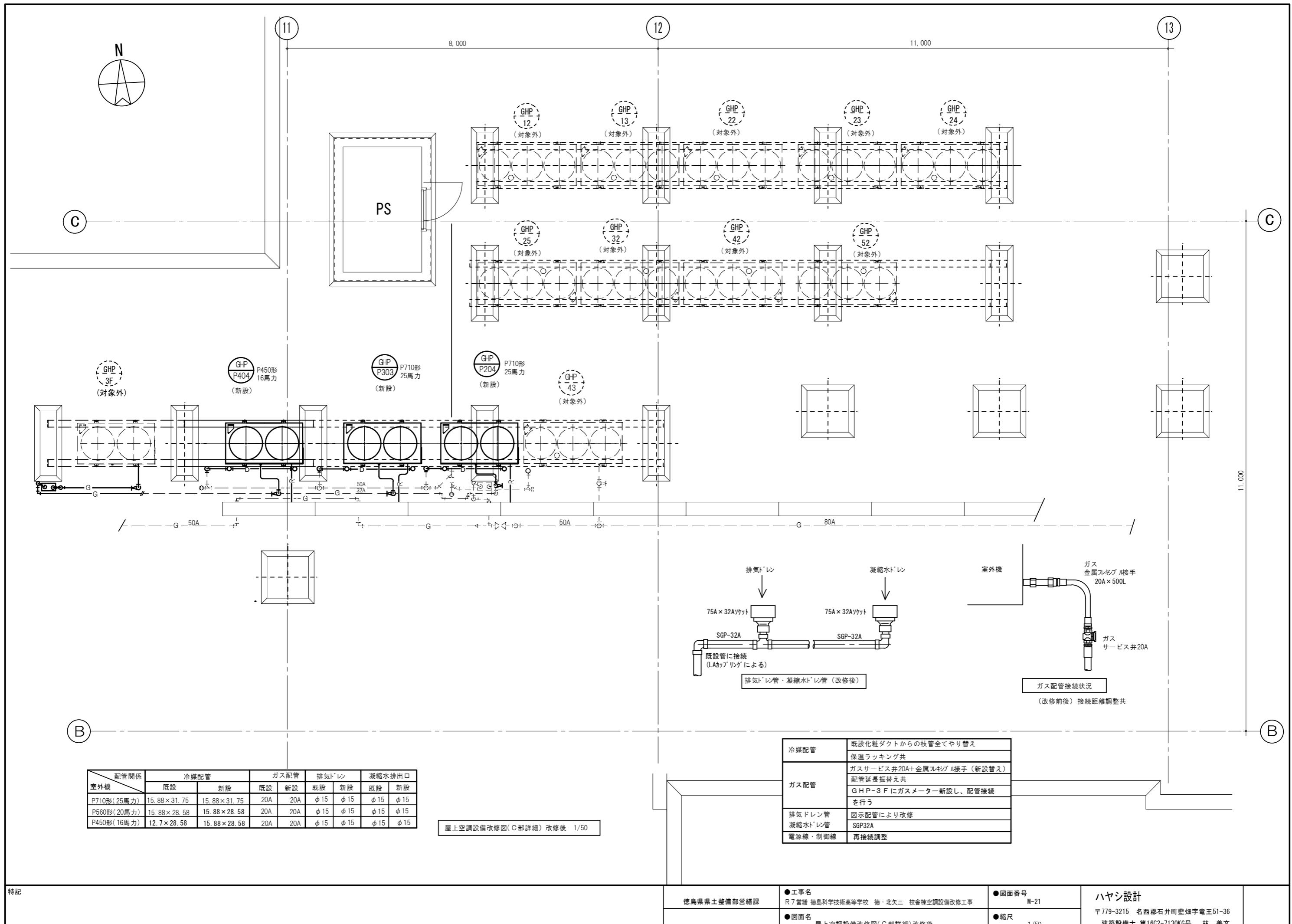
●図面番号 M-20

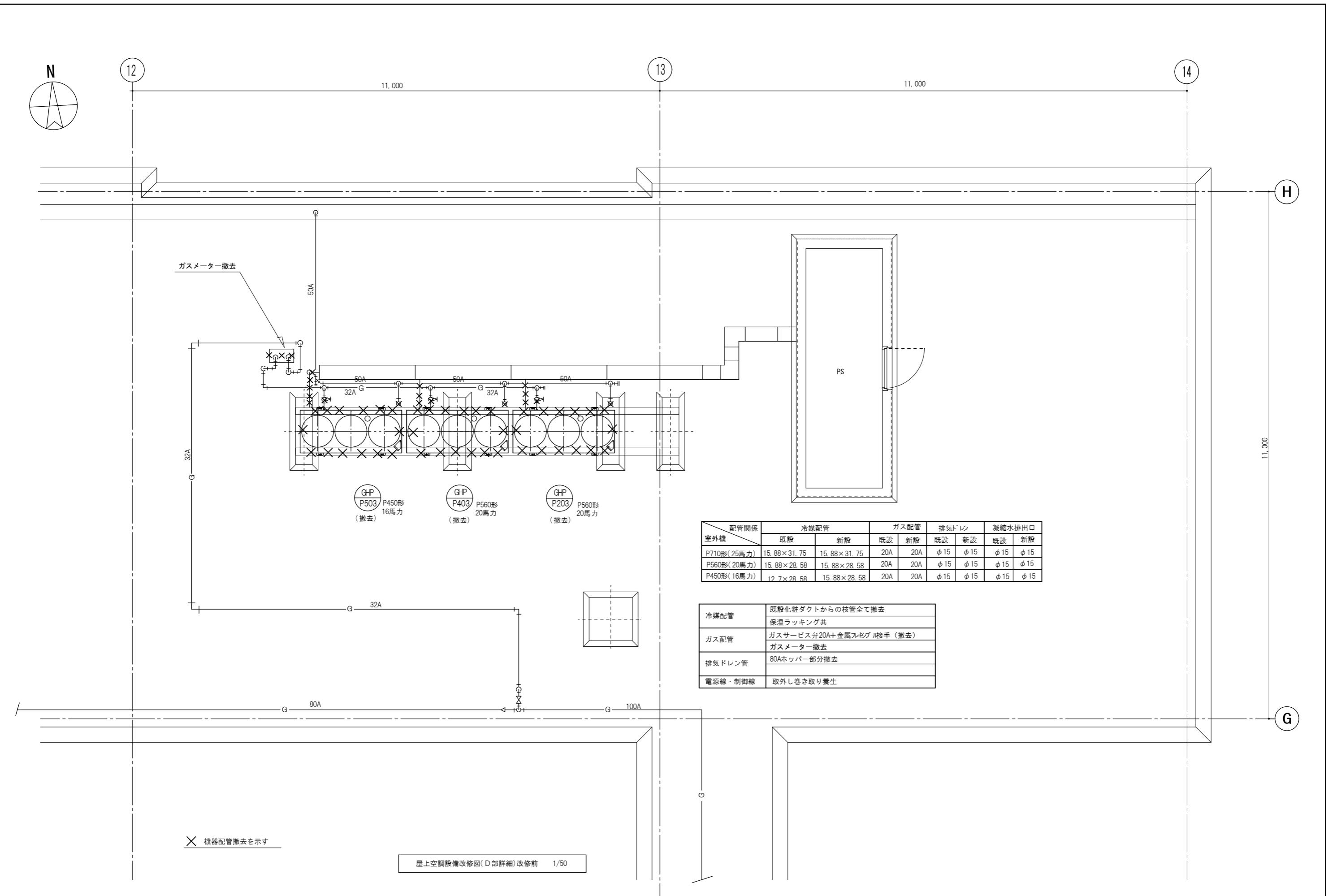
ハヤシ設計

〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

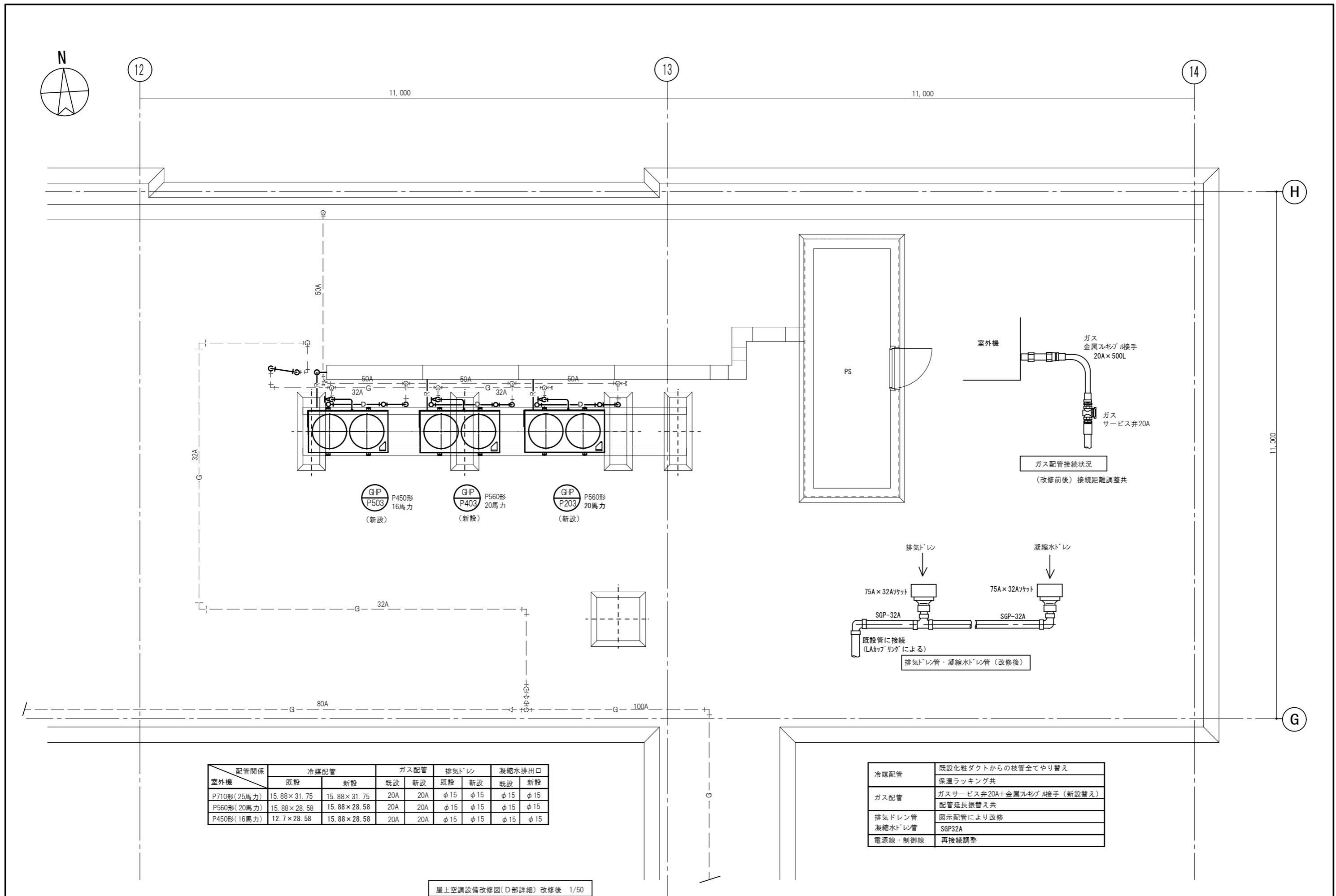
●図面名 屋上空調設備改修図(C 部詳細) 改修前

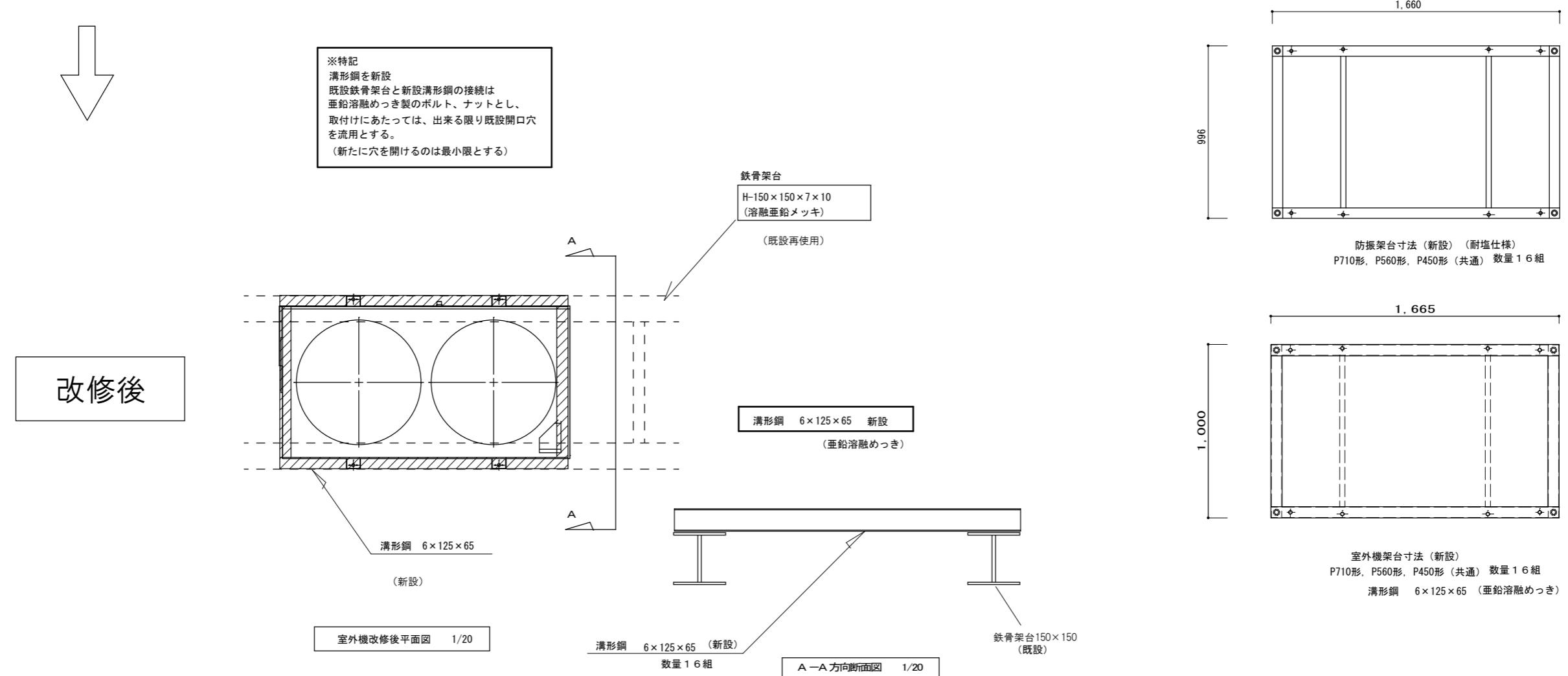
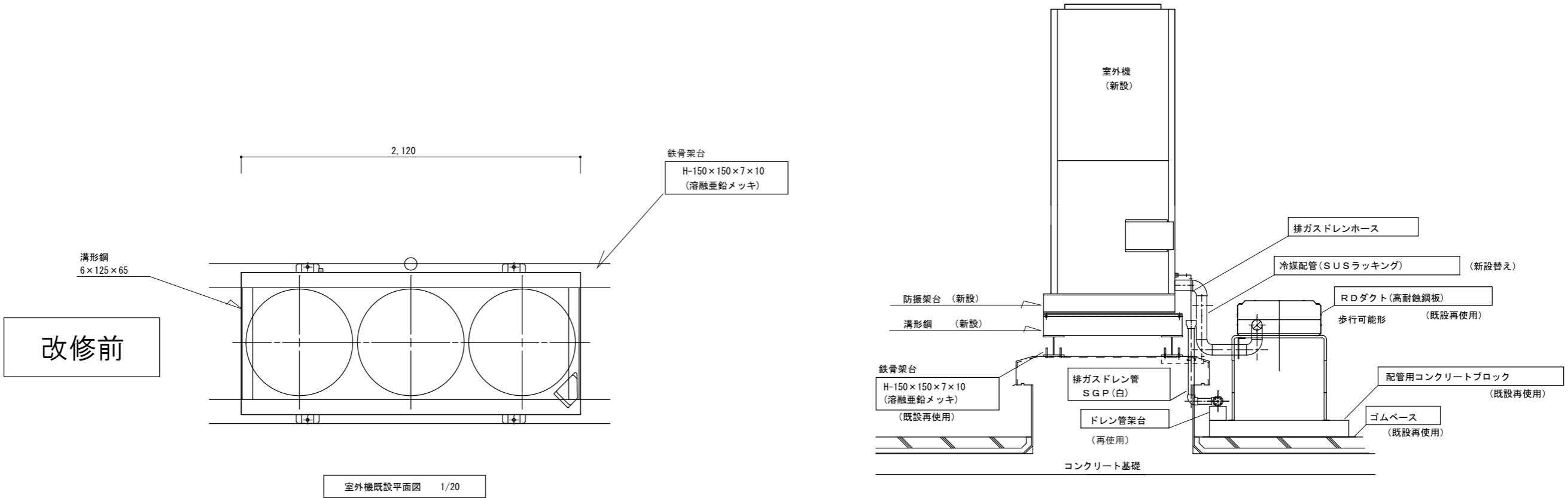
●縮尺 1/50





特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 徳島科学技術高等学校 徳・北矢三 校舎棟空調設備改修工事	●図面番号 M-22	ハヤシ設計 〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文
		●図面名 屋上空調設備改修図(D部詳細)改修前	●縮尺 1/50	





特記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R7営繕 徳島科学技術高等学校 徳・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

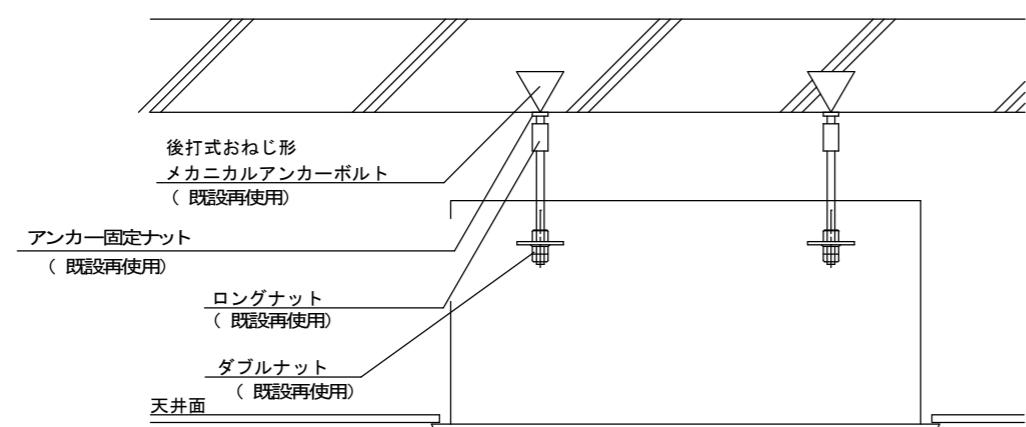
●図面番号
M-24

ハヤシ設計

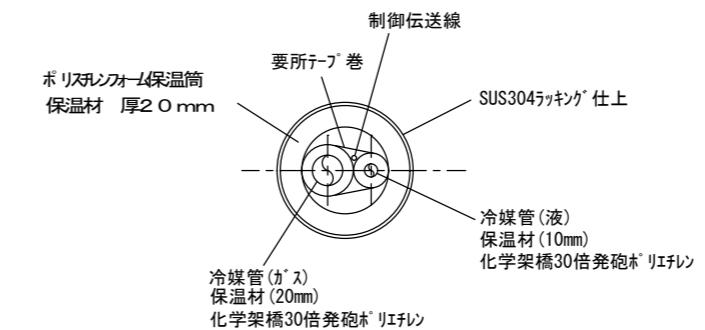
〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

●図面名
室外機架台改修図

●縮尺
1/20



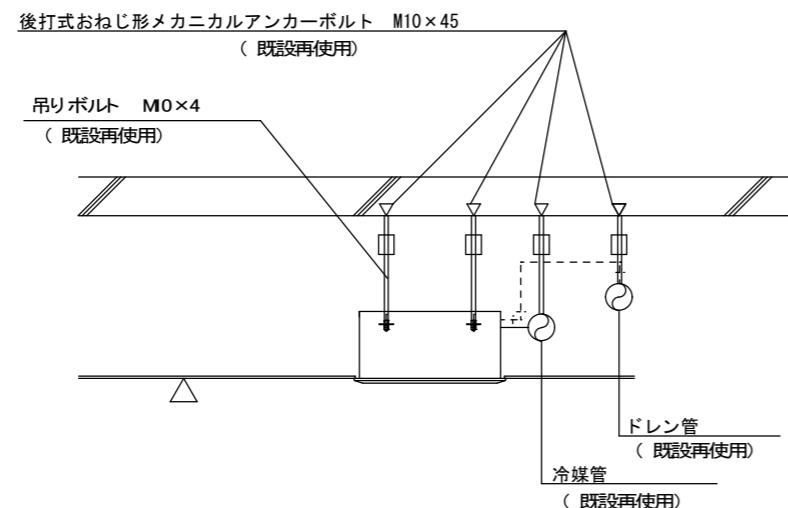
室内機 取付要領図



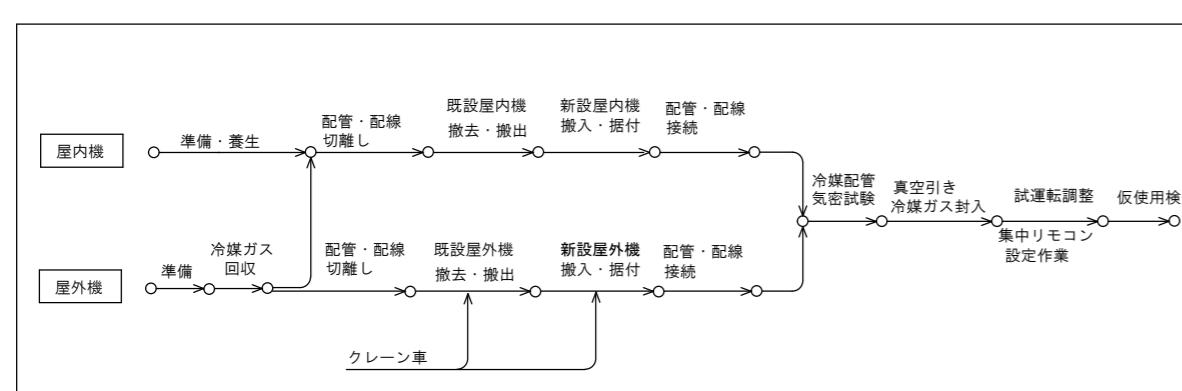
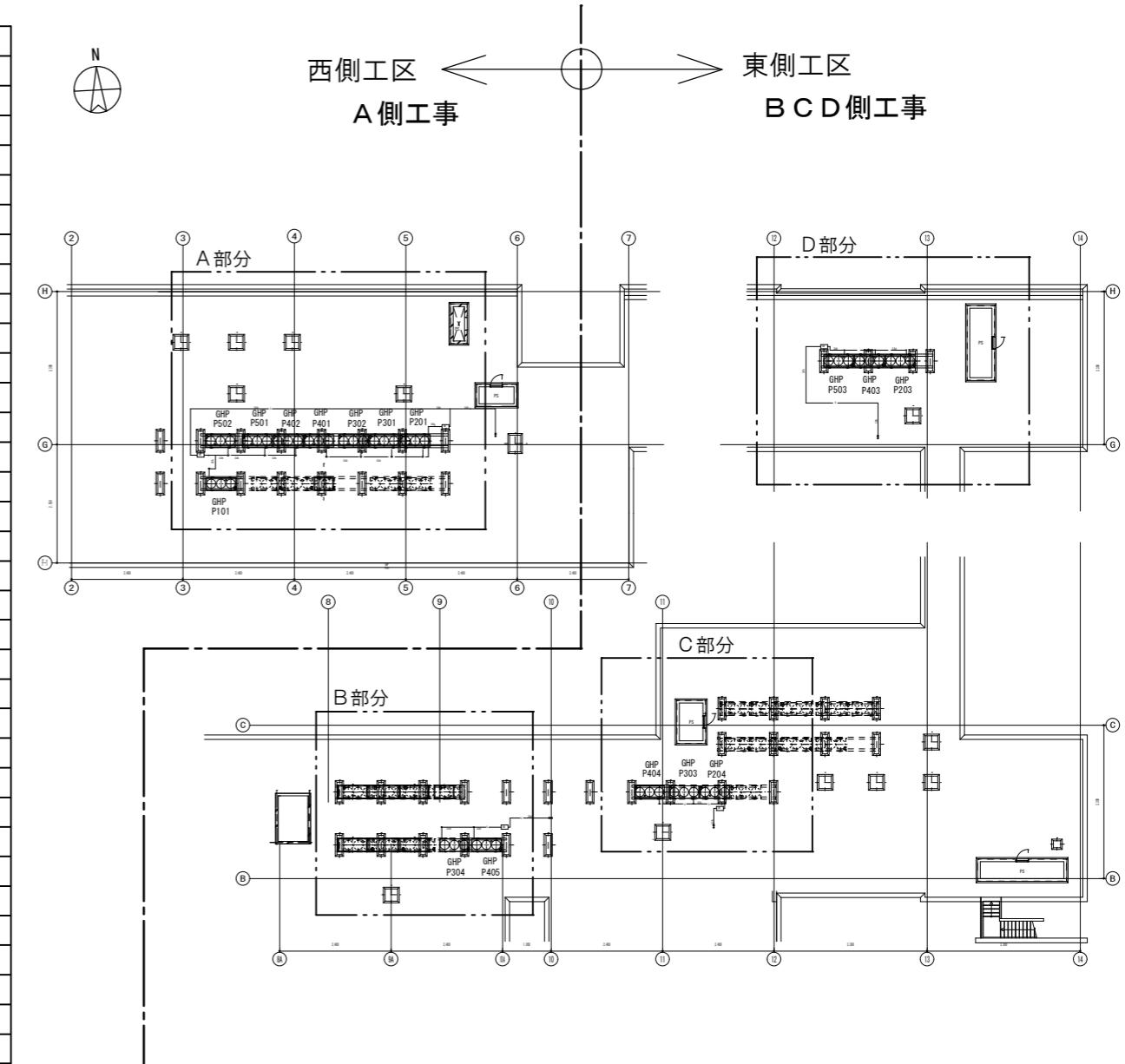
屋外露出配管要領参考図 Non

適用：室外機～配管化粧ダクト間

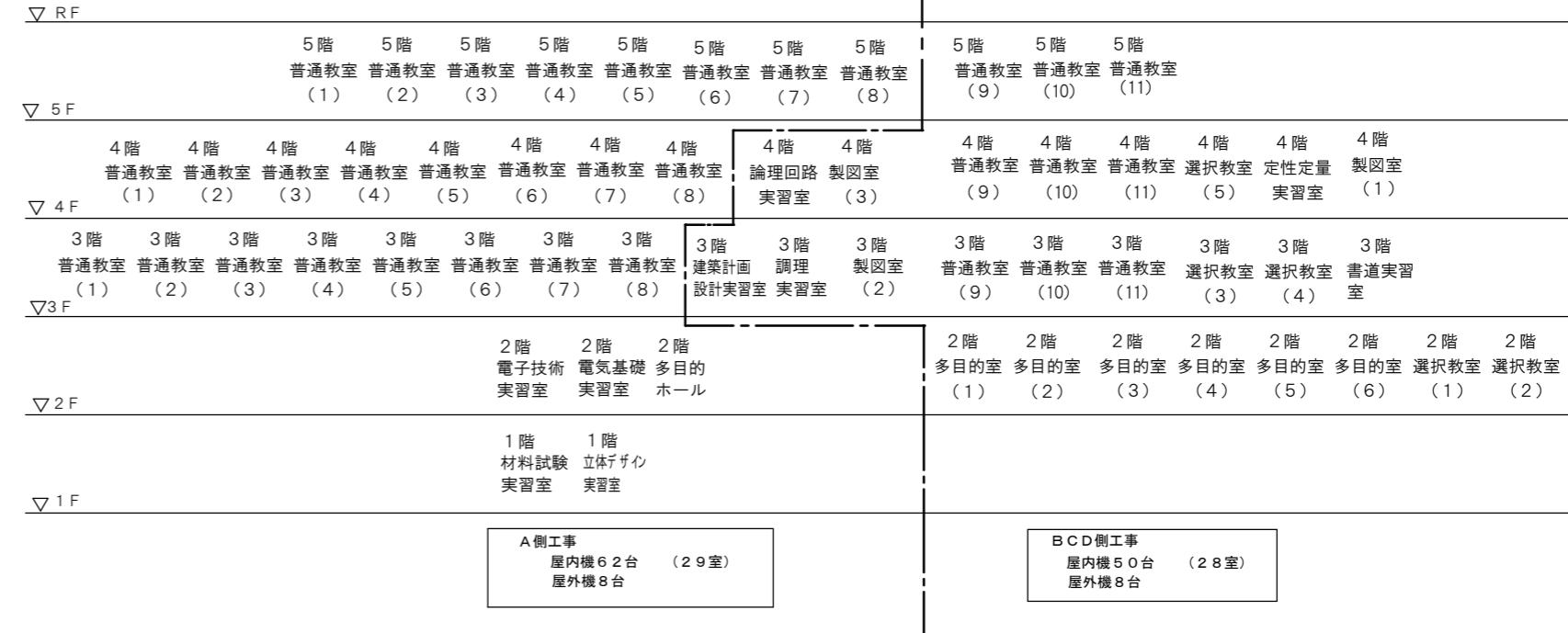
冷媒管 被覆 要領図



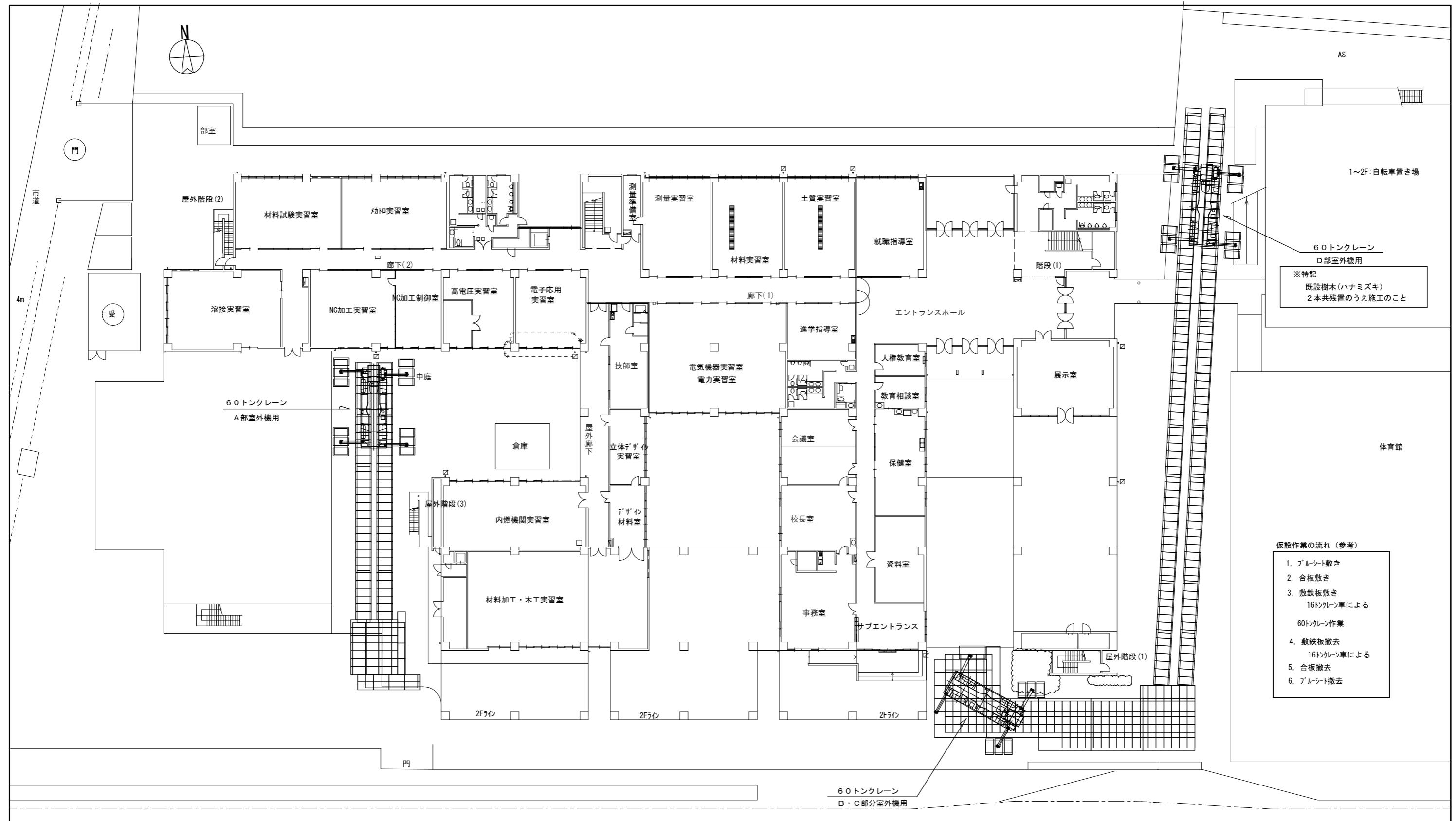
天井内 配管要領図



	屋外屋内同時に 作業可能な場合	屋外屋内同時に 作業出来ない場合
	想定所要日数（参考）	想定所要日数（参考）
A側工事	11日	15日
B C D側工事	9日	13日
計	20日	28日



特記



	合板 1.8×0.9m敷範囲を示す	ブルーシート敷共
	敷鉄板 (5×20尺) 25×1,524×6,096mm	合板敷範囲内に敷鉄板を布設する
	アクリル-張出し用は、下記による 敷鉄板 (5×20尺) 25×1,524×3,048mm	合板敷範囲内に敷鉄板を布設する

仮設計画図 1/300

特記

徳島県県土整備部營繕課

●工事名
R7 営繕 徳島科学技術高等学校 徳・北矢三 校舎棟空調設備改修工事

●図面番号
M-27

ハヤシ設計
〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36

建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文

●図面名
仮設計画図 (参考)

●縮尺
1/300